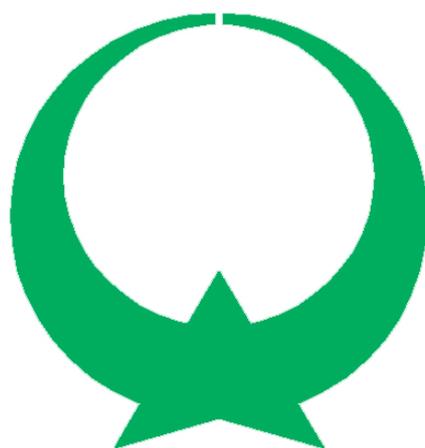


第2次 大田原市地域ICT総合推進計画

平成29～31年度



平成29年4月

大田原市

第2次大田原市地域ICT総合推進計画策定にあたって

近年のICT（情報通信技術）の進展により、私たちの生活の中にも多くのICTが取り入れられ、ほんの数年前には考えられなかったほど年々便利になってきております。

本市におきましても、このICTを活用した情報化施策を展開するため、先に策定した「大田原市地域ICT総合推進計画」に基づき「市民サービス向上と地域活性化の推進」及び「電子自治体の推進」の2つの視点から31事業に取り組み、市民の皆様にとって利便性の高い市民生活の実現や、庁内の業務改革を含めた電子自治体の構築に努めてまいりました。

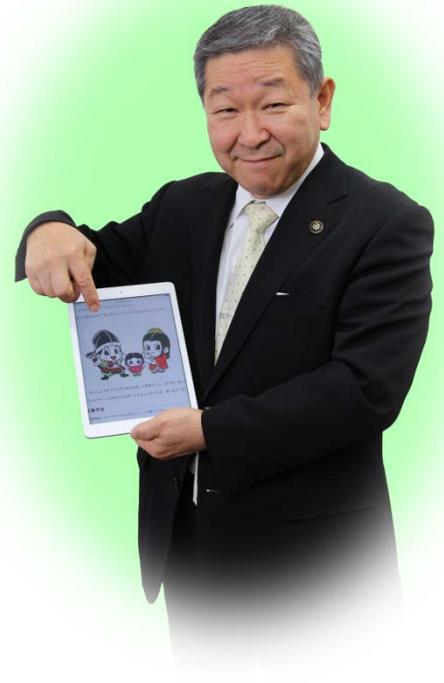
今後もさらに多様化する市民ニーズと行政運営のより一層の効率化に対応するための施策、今まで構築してきましたネットワーク等に対する情報セキュリティの強化、災害時を想定したICTの業務継続計画の実効性の確保などが新たに求められております。そのため、先の計画の計画期間満了に合わせ、それらの新たに求められている施策を加えた『第2次大田原市地域ICT総合推進計画』を策定いたしました。

この第2次大田原市地域ICT総合推進計画では、上位計画であります『大田原市総合計画（おおたわら国造りプラン）』における基本政策に基づき、これまでの「市民サービス向上と地域活性化の推進」と「電子自治体の推進」の2つの視点を継承して、26事業を推進していく内容となっております。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査へご協力いただきました市民の皆様衷心より御礼申し上げます、ごあいさついたします。

平成29年4月

大田原市長 津久井 富雄



目 次

第1章 計画策定の趣旨	P-1
1. 地域ICT総合推進計画について	P-2
(1) 地域ICT総合推進計画の基本的な考え方	P-2
(2) 地域ICT総合推進計画のめざす姿	P-3
2. 策定の趣旨	P-4
3. ICT総合推進計画の位置付け	P-4
4. 計画の期間	P-4
第2章 情報化の現状	P-5
1. 国・県の動向	P-6
(1) 国の動向	P-6
(2) 県の動向	P-7
2. 情報通信基盤の動向	P-8
(1) 主な情報通信機器の普及状況	P-8
(2) インターネットの利用状況	P-9
(3) インターネットの利用目的	P-10
(4) ソーシャルメディアの利用目的	P-10
3. 本市における情報化の現状	P-11
(1) 本市における情報化の取り組み状況	P-11
(2) 市民アンケート調査の結果	P-12
4. 今後の課題	P-21
(1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進に向けた課題	P-21
(2) 電子市役所の推進に向けた課題	P-22
第3章 ICT総合推進施策	P-23
1. 施策と重点テーマ	P-24
(1) 施策の体系	P-24
(2) 重点テーマ	P-24
2. 施策の体系図	P-26
3. 具体的な取り組み内容	P-28
(1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進	P-28
(2) 電子市役所の推進	P-35
第4章 計画の推進	P-44
1. 推進体制	P-45
2. 計画の進捗管理	P-45
第5章 資料編	P-46
1. 大田原市電子市役所推進本部設置要綱	P-47
2. 大田原市情報セキュリティ委員会の組織及び運営に関する要領	P-49
3. 大田原市情報化推進委員会の組織及び運営に関する要領	P-51
4. 用語解説	P-53

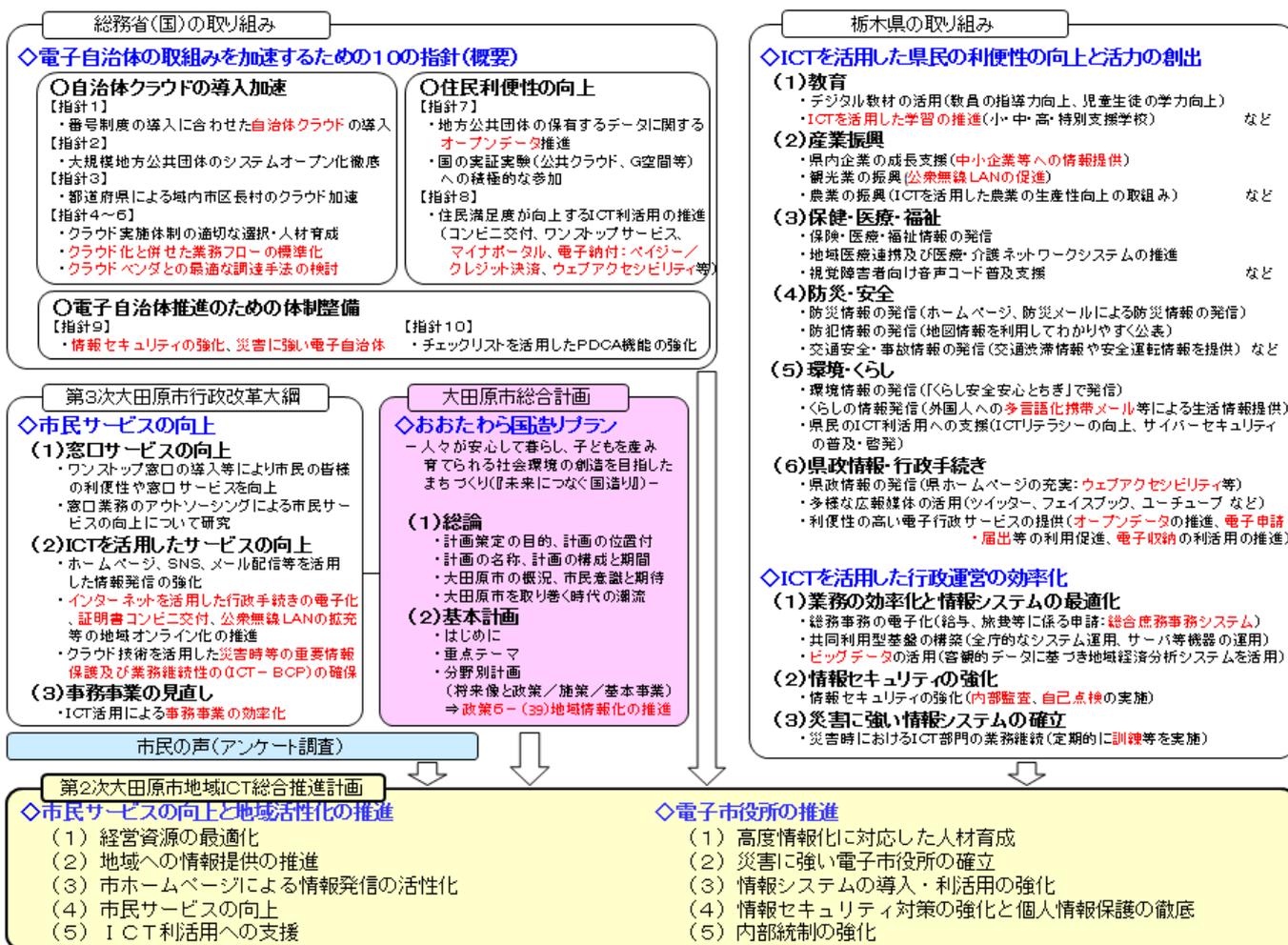
第 1 章 計画策定の趣旨

1. 地域ICT総合推進計画について

(1) 地域ICT総合推進計画の基本的な考え方

大田原市は、情報化を更に加速・推進するため、国が定める「電子自治体を加速するための10の指針」、県が定める「とちぎICT推進プラン2016～2020」及び市民のアンケート調査の結果並びに情報通信技術の動向等にも留意しながら、本市の上位計画である「大田原市総合計画：おおたわら国造りプラン（以下「総合計画」という。）」における基本政策を実現するために、「第2次大田原市地域ICT総合推進計画（以下「ICT総合推進計画」という。）」を策定いたします。

《第2次大田原市地域ICT総合推進計画のフレームワーク》

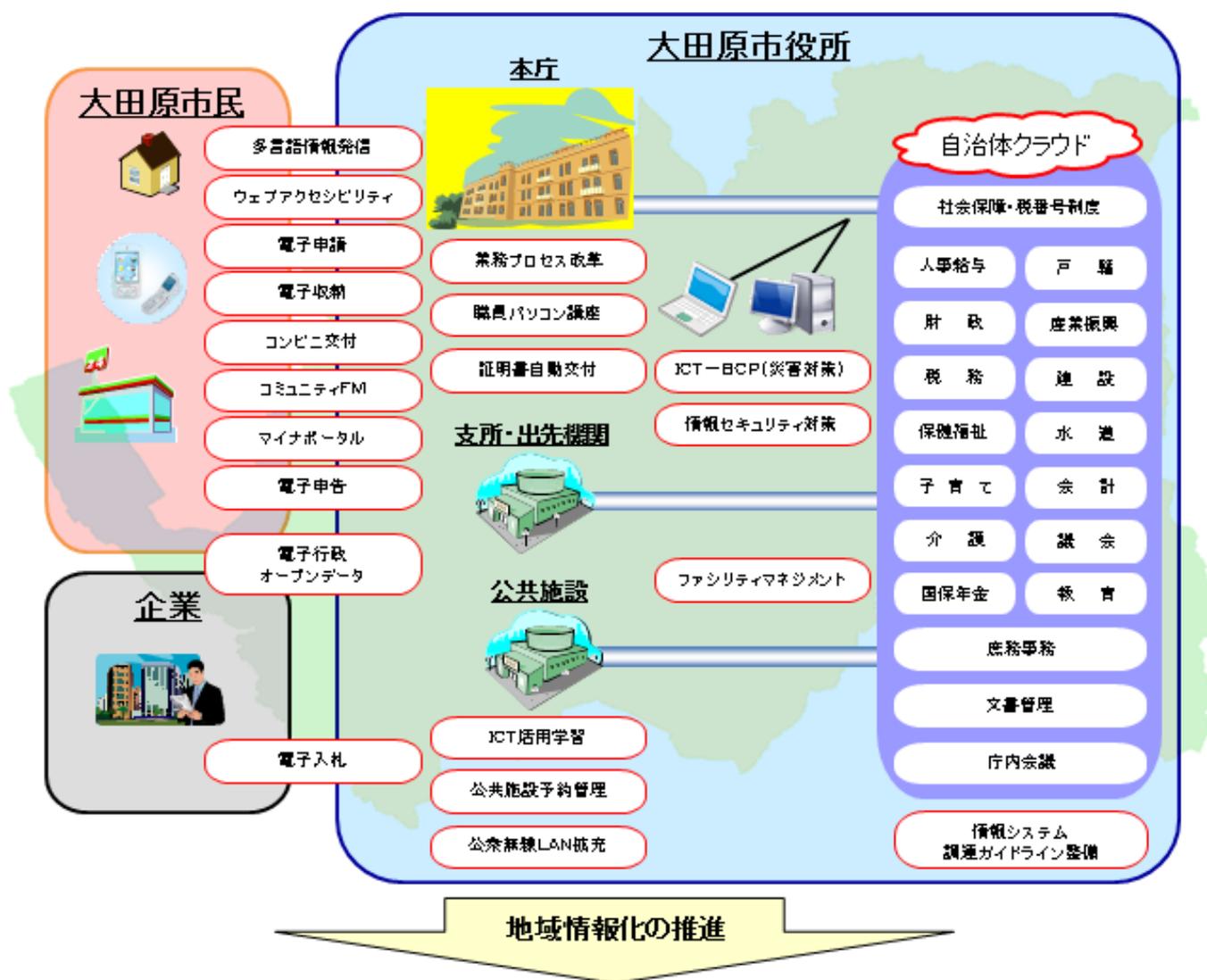


地域ICT総合推進計画の全体の枠組みとしては、「市民サービスの向上と地域活性化の推進」と「電子市役所の推進」の2本柱で具体的な施策を展開していきます。

(2) ICT総合推進計画のめざす姿

ICT総合推進計画とは、日々進展する情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用して、本市の地域情報化・庁内情報化を推進し、市民サービスの向上や地域活性化及び庁内の業務効率化等を図るための計画です。

《大田原市地域ICT総合推進計画のイメージ》



市民サービスの向上と地域活性化、電子市役所の推進、業務効率化 など

本市では、更なる市民サービスの向上や地域の活性化及び電子市役所の推進に取り組み、最終的には、地域・産業（地域コミュニティ活動支援、産業振興等）、福祉（高齢者や障害者等への情報発信強化等）、健康・医療（健康増進、医療機関の連携等）、教育（ICT活用学習の支援等）、電子市役所の推進等の幅広い分野におけるICTの活用を加速・推進していきます。

2. 策定の趣旨

ICTの進展は目覚ましく、光回線等のブロードバンド回線の普及や携帯電話等で利用されるモバイル通信環境の高速化が進むとともに、新たな情報通信機器としてスマートフォンやタブレット型端末が普及し、屋内外を問わず、いつでもどこでもパソコンと同等の機能でインターネットの利用ができる環境が整備されてきました。これによるインターネットの普及とその活用の幅の広がり、市民生活にも大きな影響を与え、市民ニーズが多様化しています。

また、FacebookやTwitterといったSNSの利用が広まり、情報伝達手段・コミュニケーション手段の一つとして確立されています。

本市においては、情報化施策を展開するうえで必要となるブロードバンドや携帯電話等の情報通信基盤の整備を進めてきました。また、地域の情報格差を解消のため、移動通信用鉄塔施設の整備や光回線によるインターネットアクセス網の整備等も進め、それらを有効的に活用し、市民サービスの向上や地域の活性化及び電子市役所の推進に取り組んできたところです。

今後も、ICTを更に有効活用して、多様化する市民ニーズに対応した利便性の高い市民生活の実現や、地域経済・社会の活性化に向けて取り組みます。

また、市内においては、ICTを活用し、行政運営の効率化や業務改革を含めた電子自治体を更に推進し、同時に情報セキュリティの強化や業務継続計画のICT編（以下「ICT-BCP」という。）の実効性の確保に向けて取り組みます。

以上のとおり、将来大きく変化していくことが予想されますICTを取り巻く環境を見据え、本市のICT基盤づくりを計画的かつ総合的に推進するための指針として「ICT総合推進計画」を策定します。

3. ICT総合推進計画の位置付け

平成29年度からの総合計画の基本構想において、6つの基本政策、39の施策を掲げられています。

ICT総合推進計画は、この基本構想に定める基本政策のうち、6「情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり」にある「地域情報化の推進」を実現するために個別計画として策定するものです。

4. 計画の期間

本計画は、総合計画の前期基本計画（平成29年度～33年度）の開始年度に合わせて、平成29年度から31年度までの3年間を計画期間とします。ただし、社会経済情勢やICTの更なる進展、財政状況に柔軟に対応するため計画を変更することがあります。

第2章 情報化の現状

1. 国・県の動向

(1) 国の動向

電子行政に係る政府の新たな戦略として、平成25年6月14日に「世界最先端IT国家創造宣言（以下「創造宣言」という。）」が閣議決定されました。

この「創造宣言」においては、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献」がその柱の一つとされ、「より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現する」ことが掲げられています。

総務省はこれまで、電子自治体の取り組みを推進するため、平成15年8月に「電子自治体推進指針（平成18年7月に一部改訂）」、平成19年3月に「新電子自治体推進指針」を策定してきましたが、今般の「創造宣言」の閣議決定を受け、自治体クラウドの導入をはじめとした地方公共団体の電子自治体に係る取り組みを一層促進することを目的として、「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」が策定されました。

10の指針は三節に分かれ、それぞれの概要は次のとおりです。

<第一節>

・番号制度に併せた自治体クラウド導入の取り組み加速

「創造宣言」の中で、自治体クラウドの取り組みが番号制度導入までの今後4年間を集中取り組み期間と位置付けられているように、地方公共団体においては番号制度の導入に併せて自治体クラウドの導入に取り組むことが期待されている。これにより、番号制度の効率的な導入が可能となり、また今後の事務負担の軽減も図られる。なお、自治体クラウドの導入により、業務フローやシステムが統一されることから、広域的な行政運営につながることも期待される。

第一節では、各地方公共団体が自治体クラウド等の情報システムの効率化に取り組む際の参考となるよう、自治体クラウドの導入にあたっての検討課題、業務標準化に向けた取り組み事項、調達時の留意事項等に加え、都道府県に期待される役割についてもまとめている。

<第二節>

・ICT利活用による住民利便性の向上

電子自治体においては、行政コストの削減や業務の効率化のみならず、行政サービスの電子化や、ワンストップサービスの導入、行政情報の提供等、ICTを利用した住民利便性の向上をはかることも重要である。

第二節では、住民利便性の向上に焦点を充て、オープンデータ等の新たな取り組みについてまとめている。

<第三節>

・電子自治体推進のための体制整備

情報システムは地方公共団体の行政運営における重要なインフラである。これに影響を与える情報化施策の在り方については、首長・CIOといった責任者のリーダーシップが期待される所であり、責任者を支える体制も重要である。

また、サイバー攻撃や災害等が発生したとしても情報システムが適切に運用されるよう、情報セキュリティやICT-BCPの策定等による環境整備が必要である。第三節では、情報セキュリティやCIO機能等、電子自治体の取り組みを支える体制についてまとめている。

まとめとして、電子自治体は、地域の課題や住民ニーズ、ICTの進展等を踏まえ、それぞれの地方公共団体において電子自治体推進のための計画の策定等を通じ推進されるものである。

各地方公共団体において、本指針を参考に電子自治体の推進を行うことが期待される。

なお、総務省は本指針に基づき、番号制度において地方公共団体の情報連携が開始される平成29年度を終期とした工程表を策定し、適切なフォローアップを行うこととする。その結果等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構と連携しながら地方公共団体の取り組みに対する助言等の支援を行う。

(2) 県の動向

県は、地域の情報化を推進するため、国の情報化戦略やICTの動向等にも留意しながら、これまで「栃木県地域情報基本計画(2001)」をはじめとする情報化計画を通じて、情報化施策を展開する上で必要となる情報通信基盤の整備やICTの有効活用に取り組んできました。

今後は、これまでに整備された情報通信基盤を含めて、ICTの更なる有効活用を行い、地域の特性や多様化する県民ニーズに対応した利便性の高い県民生活の実現を図るとともに、地域経済・社会の活性化や地域の課題(少子高齢化、災害対策等)の解決を図る必要があります。

また、地方自治体内部においては、ICTを活用した行政運営の効率化や透明性の向上等の業務改善を含めた電子自治体の推進を図ることが課題となります。

ICTは進展が著しく、ICTを取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されますが、本県の現状を整理・確認しながら、今後求められる情報化方策を計画的、総合的に推進するための指針として「とちぎICT推進プラン2016~2020」が策定されています。

この同プランでは、ICT利活用を通じて「とちぎ元気プラン」の今後の5年間で取り組む「重点戦略」の目標実現に寄与していくことを目指していますが、ICTは人の暮らしを支えていくものという考えに基づき、

“ICTによる県民の暮らしの質の向上”

が同プランの目指すICT施策の方向性となっています。また、この方向性の下に、2つの基本目標「ICTを活用した県民の利便性の向上と活力の創出」と「ICTを活用した行政運営の効率化」が定められ方向性の実現を目指しています。

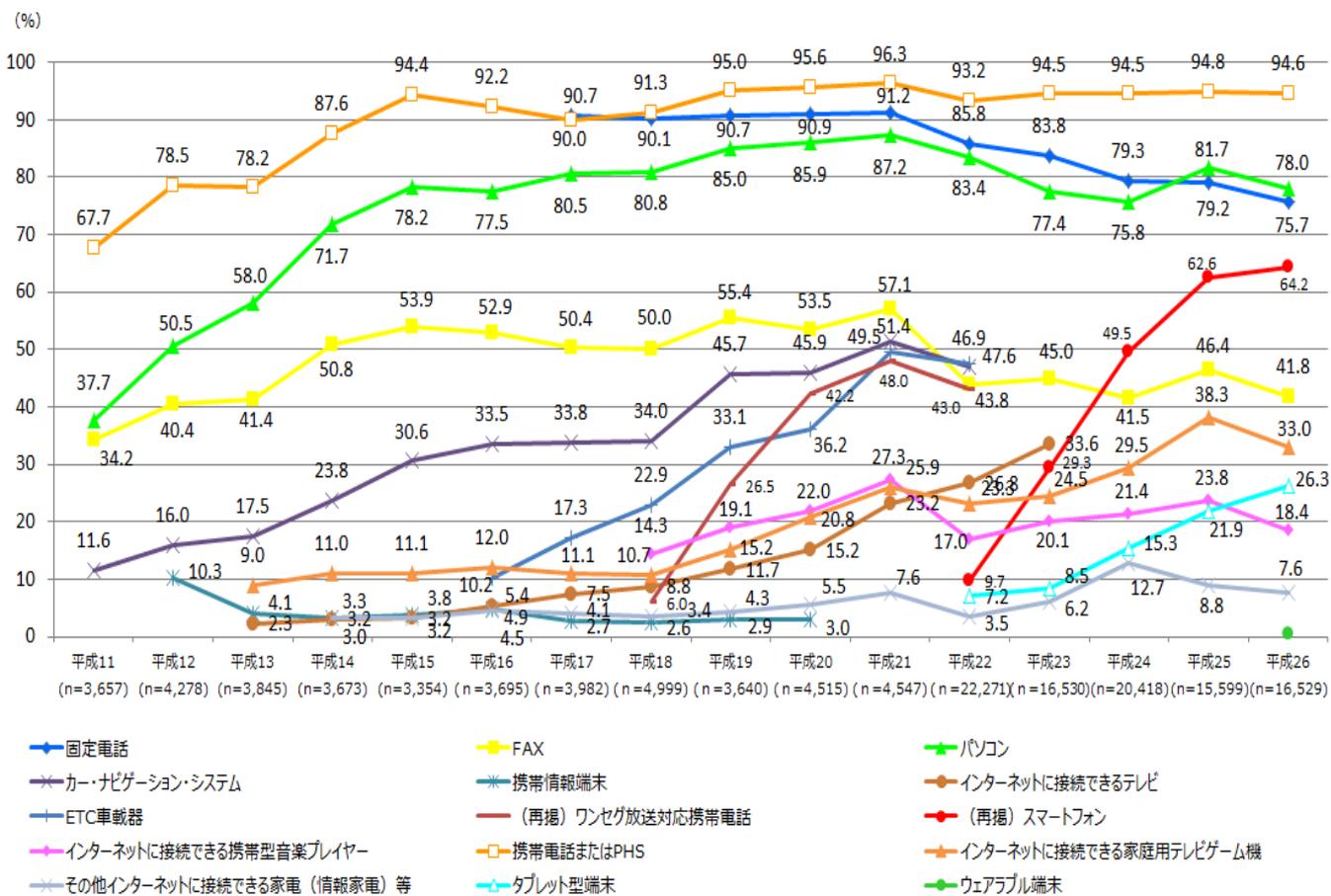
2. 情報通信基盤の動向

(1) 主な情報通信機器の普及状況（世帯）

総務省の「平成27年度版情報通信白書」では、平成26年度末の情報通信機器の普及状況を見ると、「携帯電話・PHS」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ94.6%、78.0%となっています。

また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン」は64.2%（前年比1.6ポイント増）と近年の4年間で急速に普及が進んでいます。

《情報通信端末の世帯保有率の推移》



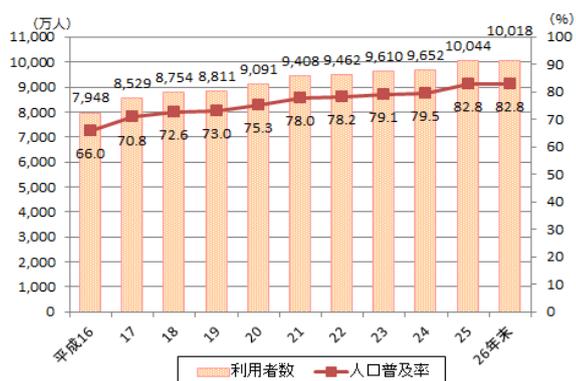
【出典】総務省平成27年度版情報通信白書

(2) インターネットの利用状況

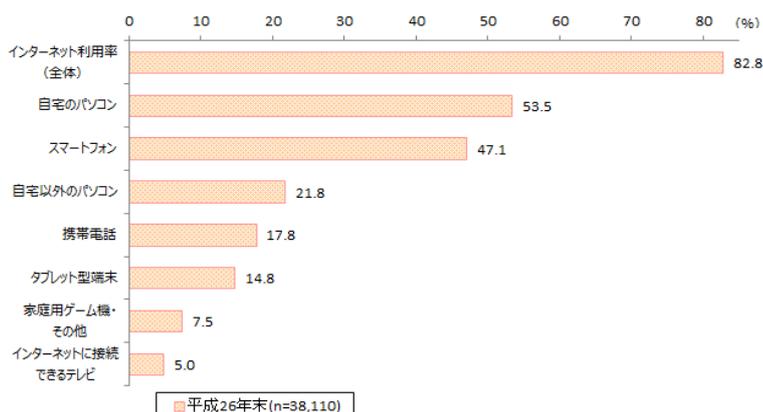
平成26年度末のインターネット利用者数は、平成25年度末より26万人減少して10,018万人（前年比0.3%減）、人口普及率は昨年末と同様に82.8%となっています。

また、端末別インターネット利用状況をみると、「自宅のパソコン」が53.5%と最も多く、次いで「スマートフォン」(47.1%)、「自宅以外のパソコン」(21.8%)となっています。

《インターネットの利用者数及び人口普及率の推移》



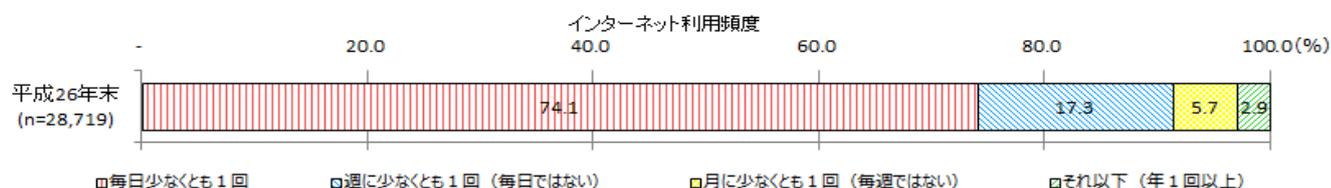
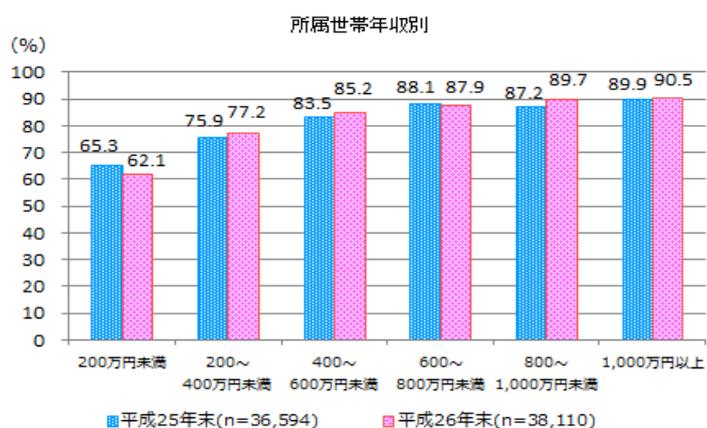
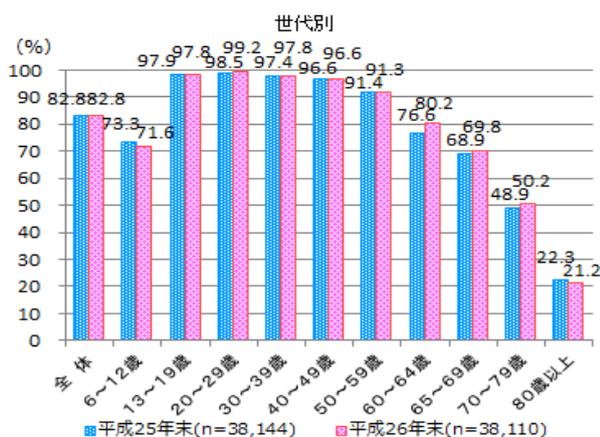
《インターネット利用端末の種類》



【出典】総務省平成27年度版情報通信白書

平成26年度末における個人の世代別インターネット利用率は、13歳～59歳までは各階層で約90%を超えているのに対し、60歳以上は80%以下となっているものの、60代と70代では平成25年度末よりも利用率が増加しています。また、所属世帯年収別の利用率は、400万円以上で80%を超えています。

《属性別インターネット利用率及び利用頻度》



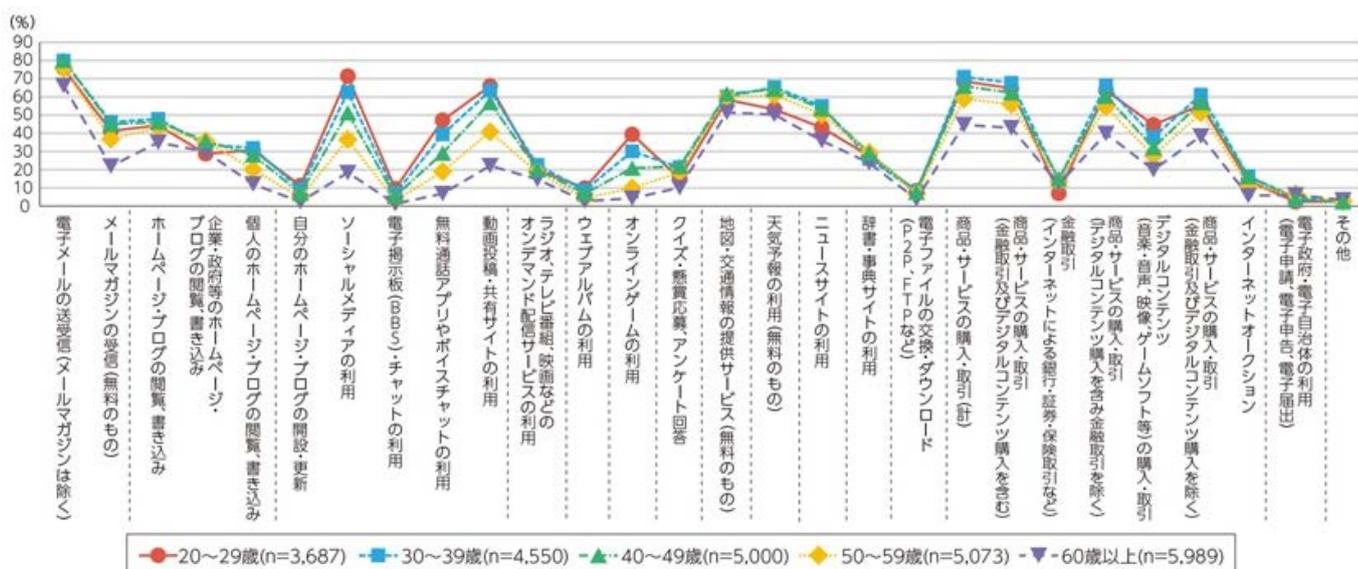
【出典】総務省平成27年度版情報通信白書

(3) インターネットの利用目的

世代別のインターネットの利用目的については、「電子メールの送受信」が各世代で最も多くなっています。

また、「電子メールの送受信」、「商品・サービスの購入・取引」、「地図・交通情報の提供サービス」については、それぞれの年代において20代～50代の利用が50%を超えています。

《世代別インターネット利用目的・用途（成人）》

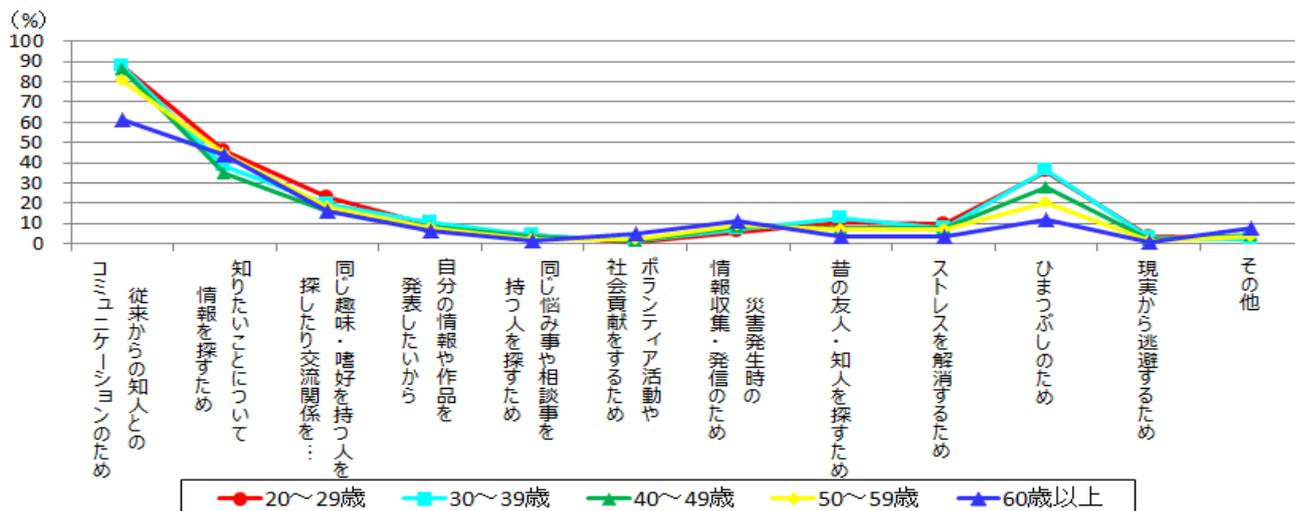


【出典】総務省平成27年度版情報通信白書

(4) ソーシャルメディアの利用目的

世代別のソーシャルメディアの利用目的については、「従来からの知人とのコミュニケーションのため」がどの年代も最も多く、次いで「知りたいことについて情報を探すため」が多くなっています。

《世代別ソーシャルメディアの利用目的（成人）》



【出典】総務省平成27年度版情報通信白書

3. 本市における情報化の現状

(1) 本市における情報化の取り組み

本市では、平成25年8月に策定した地域ICT総合推進計画（平成25年度～28年度）に基づき、情報化の推進及び情報セキュリティ確保のために「電子市役所推進本部」、「情報セキュリティ委員会」、「情報化推進委員会」を設置し、地域情報化に向けて取り組んできました。

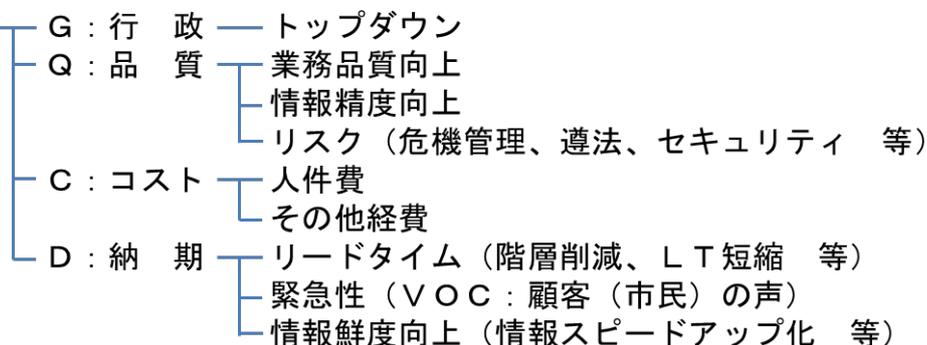
上位計画である総合計画における基本政策を実現するため、「市民サービスの向上と地域活性化の推進」と「電子自治体の推進」の2つの視点から31の事業を設定し、各事業の優先付けを行い、平成26年度より具体化に向けて取り組んできました。

優先付けの考え方は次のとおりです。

◇評価の視点

⇒ 4つの視点から評価

G: Government
Q: Quality
C: Cost
D: Delivery



◇重み付け

- ◎ (3点)
- (2点)
- △ (1点)



◆優先度

$$= \frac{G \times Q \times C \times D}{}$$

- A: 最優先 (24点以上)
- B: 優先 (18点以上24点未満)
- C: 計画変更 (18点未満)

①市民サービスの向上と地域活性化の取り組み

取り組み分野としては、「地域の情報提供の推進」、「災害対策等の強化」、「市ホームページによる情報発信の活性化」、「地域オンライン化の推進」、「市民サービスの向上」、「安全安心なインターネット利用の促進」の6つがあり、情報発信の強化として15事業を展開してきました。

そのうちの12事業については、『公共施設の予約・照会』、『電子入札』、『申請書類のコンビニ交付』、『メールマガジンの多様化（よいちメール）』等、現行システムの改善や新規システムを構築し、順次運用を開始してきました。

残りの3事業である、「行政手続きに関する情報発信の強化」、「収納方法の拡充」、「電子申請システムの調査」については、社会保障・税番号制度の導入や新庁舎建設計画との連携が必要であることから、推進計画の見直しを行い継続検討しているところです。

②電子自治体の取り組み

取り組み分野としては、「高度情報化に対応した人材育成」、「災害対策等の強化」、「情報システムの導入・見直し」、「情報システムの利活用強化」、「情報セキュリティ対策の強化と個人情報保護の徹底」、「内部統制の強化」の6つがあり、災害対策の強化を重点に16事業を展開してきました。そのうちの13事業については、必要例規の整備や、現行システムの改善や新規システムを構築し順次運用を開始してきました。

特に、情報セキュリティ強化については、サイバー空間を対象とした攻撃が近年、高度化・複雑化しており、情報セキュリティポリシーやICT-BCPの整備が急務となっていることから、関係する例規を整備してきました。

継続事業としては、「庶務事務システムの導入」、「庁内文書の電子化検討」、「情報システム調達ガイドラインの策定」の3事業があり、グループウェアの更新タイミングや新庁舎建設計画等との連携が必要であり、推進計画の見直しを行い推進しているところです。

(2) 市民アンケート調査の結果

本計画は、時間的・地理的な枠を超えて行政サービスを提供する広域ネットワーク網「地域イントラネット」の整備や、地域の情報格差解消として光回線によるインターネットアクセス網の整備等、情報通信基盤の構築や、取り組んできた情報化の仕組みを活用し、更なる市民サービスの向上や地域活性化を目指すものです。

計画策定にあたり市民ニーズを反映するために、以下のとおり市民アンケートを実施しました。

【調査の概要】

i) 調査の期間

平成28年10月4日(火)～平成28年10月31日(月)

ii) 調査対象

男女20歳以上の大田原市民1,000名(無作為抽出)

iii) 調査方法

郵送配布、郵送回収

iv) 有効回答数

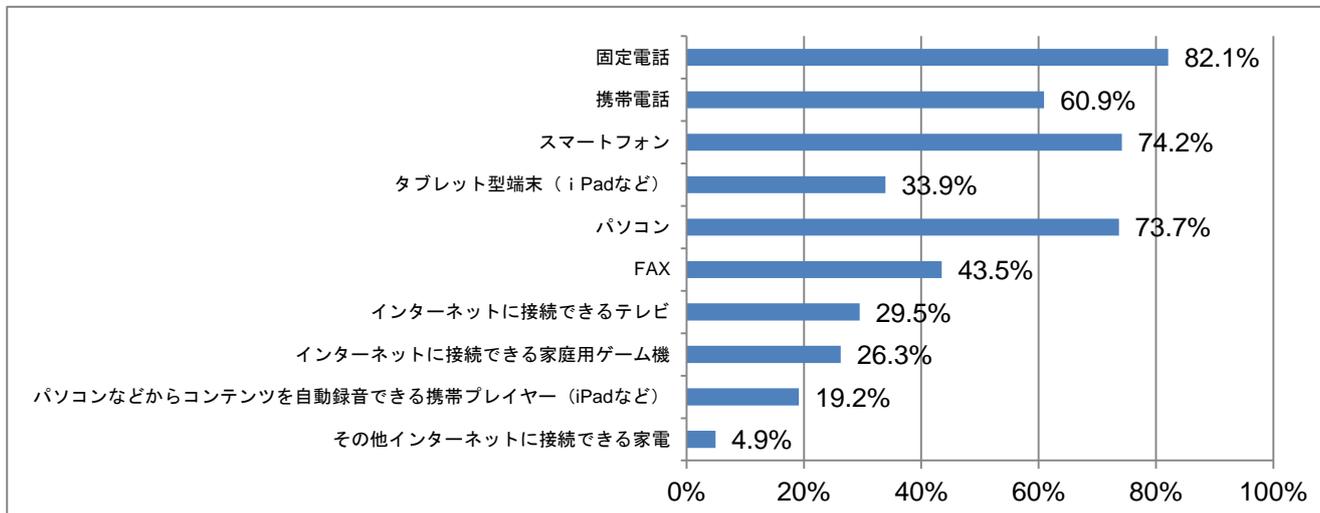
407件(回答率40.7%)

次ページから市民アンケートの主な設問について、分析結果を記載します。

①情報通信機器の所有状況について

スマートフォンの保有率は、平成25年には38.2%であったが、平成28年10月末では74.2%と約2倍に増加しています。また、タブレット型端末においては、平成25年度の約4倍に増加しており、「スマートフォン」や「タブレット型端末」が急速に普及しています。

《情報通信機器の保有率（複数回答可）》

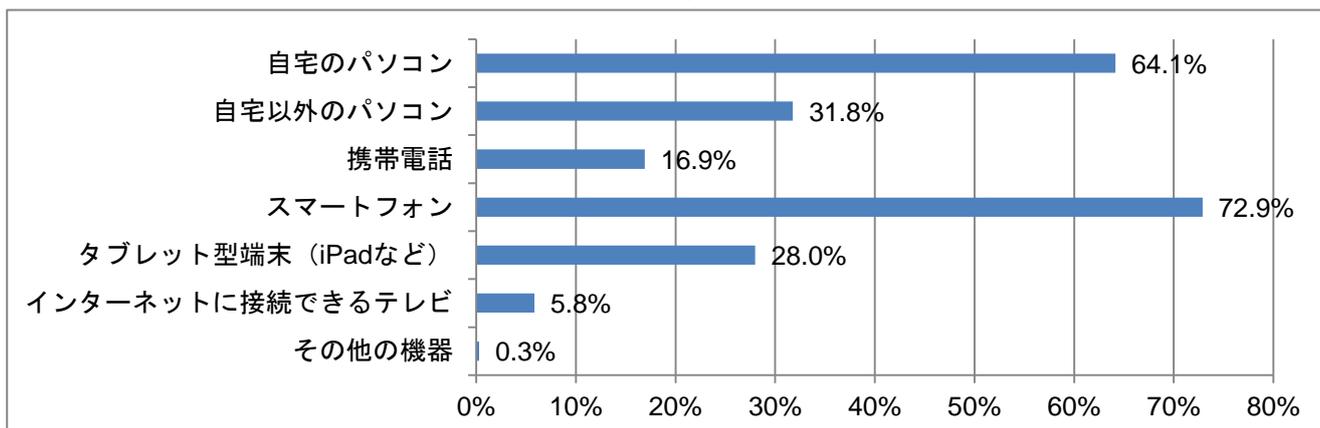


②インターネットの利用について

i) インターネットの利用機器

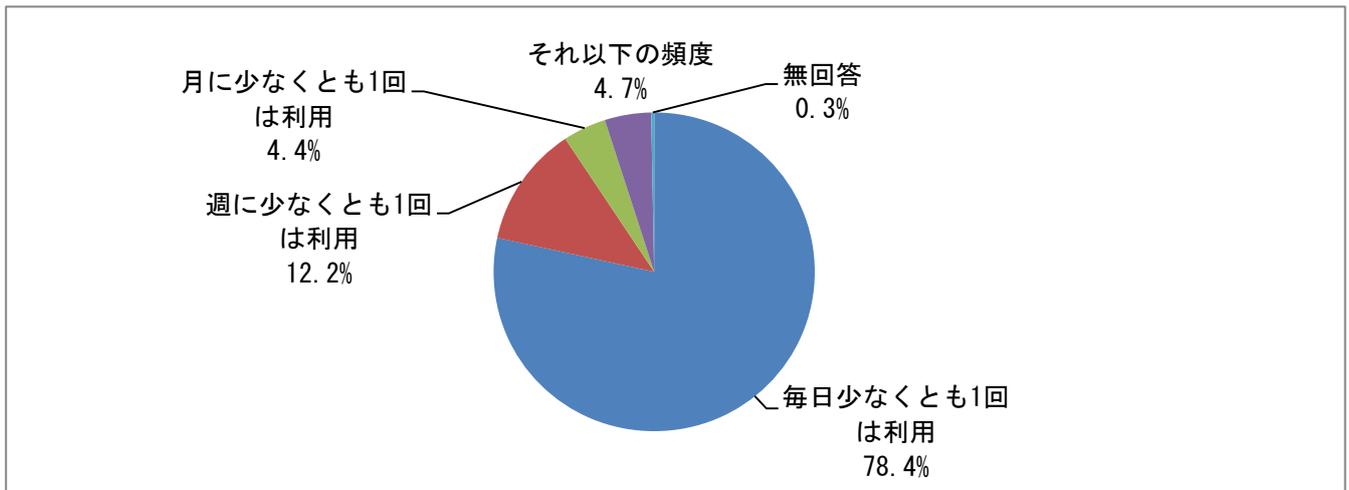
インターネットの利用機器は、「スマートフォン」が72.9%と最も多く、次いで「自宅のパソコン」が64.1%を占めています。情報通信機器の保有率に比例して、「スマートフォン」や「パソコン」によるインターネットの利用が多くなっていますが、タブレット型端末も増加しています。

《インターネットの利用機器（複数回答可）》



ii) インターネットの利用頻度

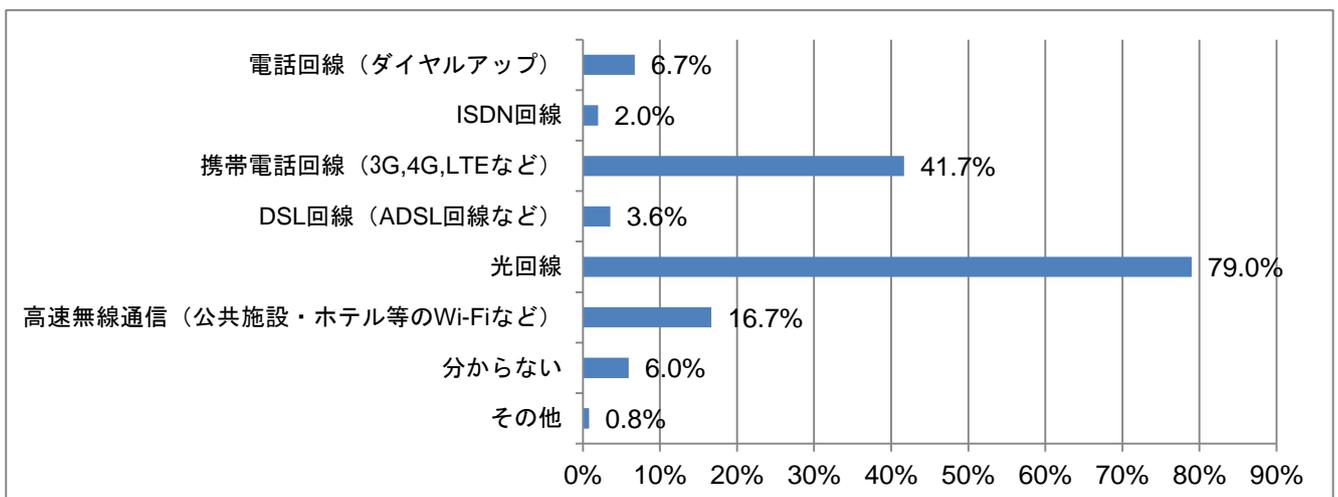
《インターネットの利用頻度》



iii) インターネットの接続回線

インターネットの接続回線は、「光回線」が79.0%と最も多く、これは、本市が地域の情報格差解消として光回線によるインターネットアクセス網の整備を積極的に進めてきたことが最大の要因と考えられます。

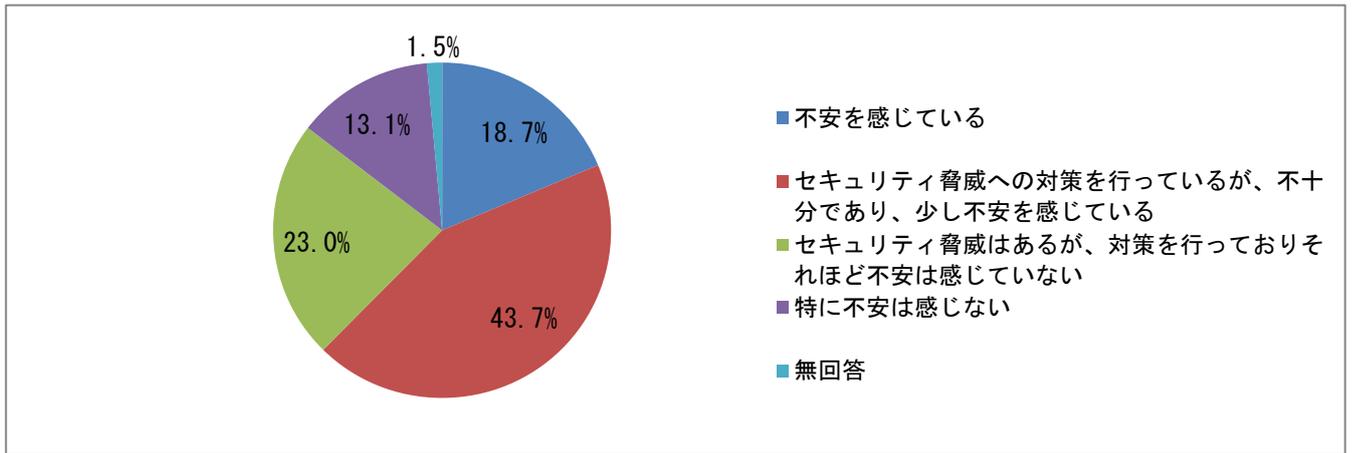
《インターネットの接続回線（複数回答可）》



iv) インターネット利用への不安

インターネット利用に関する不安については、「不安を感じている」と「少し不安を感じている」を合わせると63%を占めており、多くの市民がインターネット利用に関して何らかの不安を感じています。

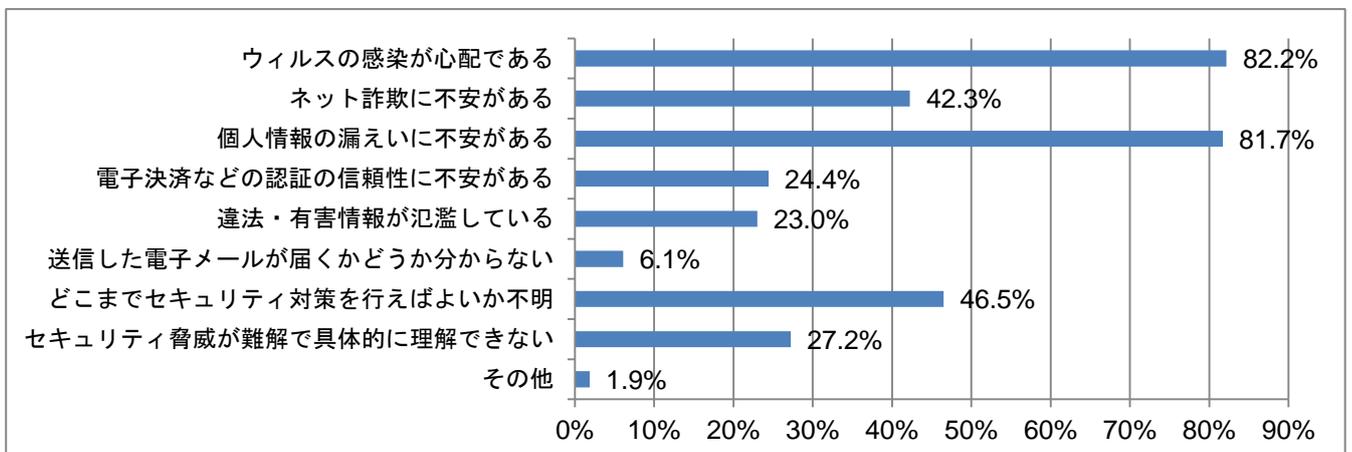
《インターネット利用に関する不安》



v) インターネット利用での具体的な不安

iv) の質問に「不安を感じている」、「少し不安を感じている」と回答した人は、具体的に「ウィルス感染が心配である」が82.2%、「個人情報の漏えいに不安がある」が81.7%等の不安を感じています。また、「どこまでセキュリティ対策を行えばよいか不明」と回答した人も46.5%を占めており、多くの市民がインターネットの利用に関して、ウィルス感染や個人情報の漏えい等に不安を感じているものの、どのように対策をすれば良いのか分からない、という状況が浮き彫りになりました。

《インターネット利用に関する具体的な不安(複数回答可)》

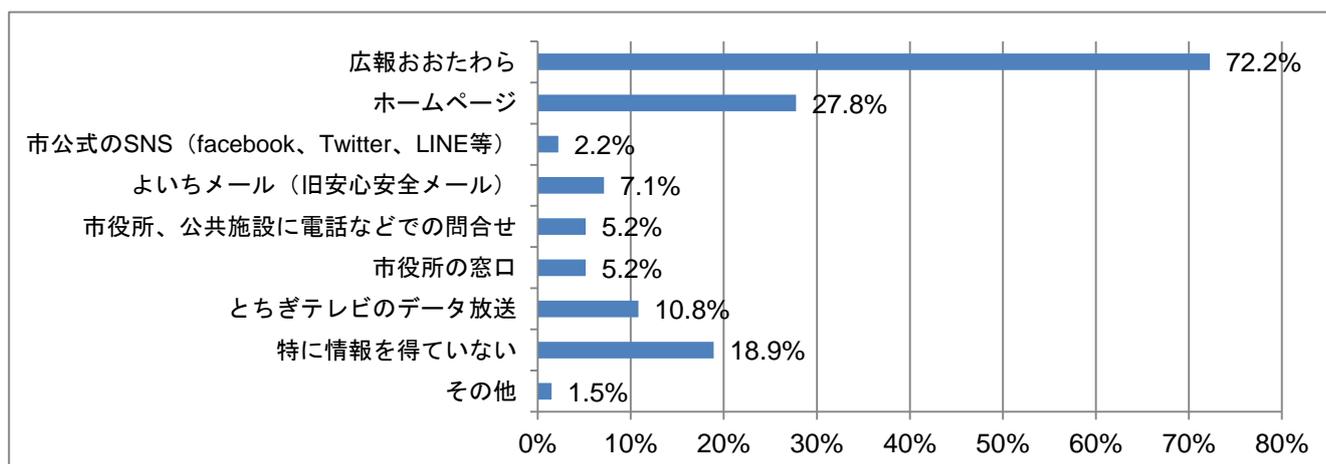


③市からの情報提供について

i) 市が発信する行政情報の入手方法

市が発信する行政情報の入手方法は、「市が発行する広報おおたわら」が72.2%と最も多く、次いで「ホームページ」が27.8%となっており、情報化が進んだ今でも紙媒体で発行される広報紙により、市民の多くが情報を得ていることが分かります。一方、「ホームページ」、「SNS」、「よいちメール」のように電子媒体で情報を得ているのが37.1%を占めており、平成25年より8.5ポイント増加している状況です。

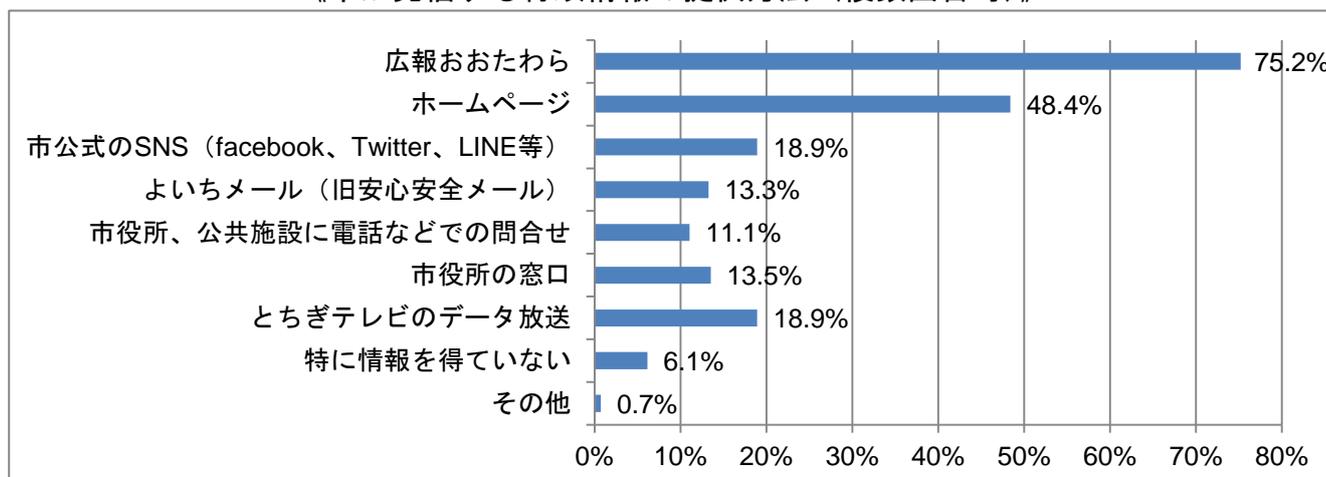
《市が発信する行政情報の入手方法（複数回答可）》



ii) 市が発信する行政情報の提供方法

市民が希望する、市から市民への情報提供の方法としては、「市が発行する広報おおたわら」が75.2%と最も多いが、「ホームページ」や「SNS」及び「よいちメール」での提供もi)の市が発信する行政情報の入手方法と比較すると約2倍の要求となっており、ICT化の加速が急がれます。

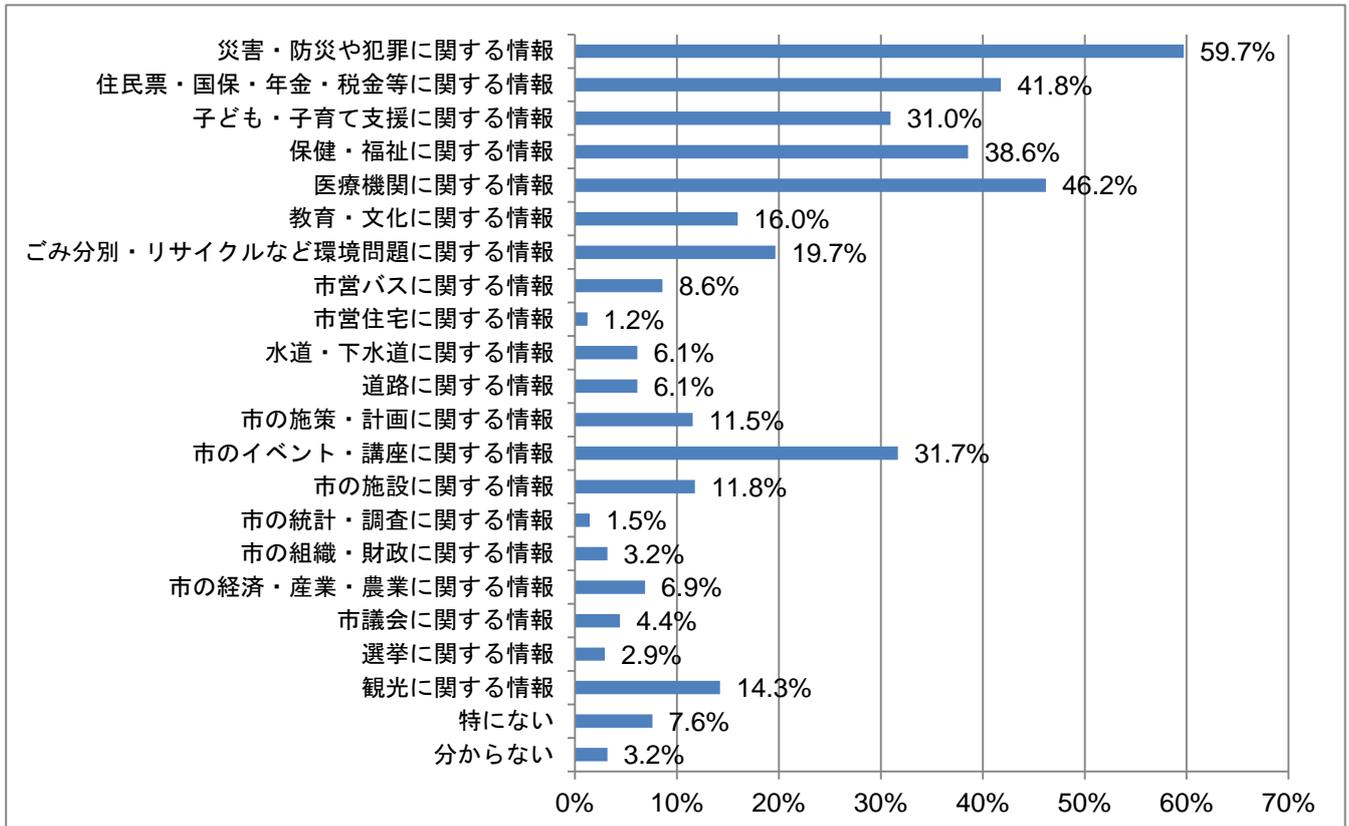
《市が発信する行政情報の提供方法（複数回答可）》



iii) 市民が関心のある市の情報

市民が関心のある市の情報は、「災害・防災や犯罪に関する情報」が59.7%と最も多く、災害・防災や犯罪等の情報に高い関心を持っていることが分かります。また、「医療機関に関する情報」が46.2%、「住民票・国保・年金・税金等に関する情報」が41.8%、「保健・福祉に関する情報」が38.6%と、市民生活と密接に関連する情報のニーズも高くなっています。

《市民が関心のある市の情報（複数回答可）》



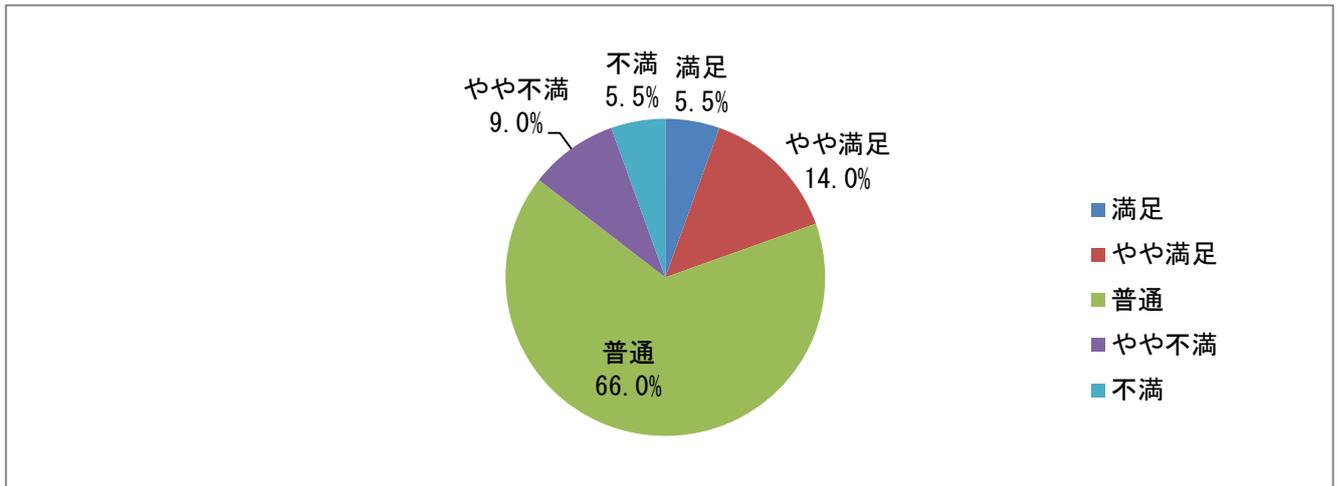
④市ホームページについて

i) ホームページの満足度

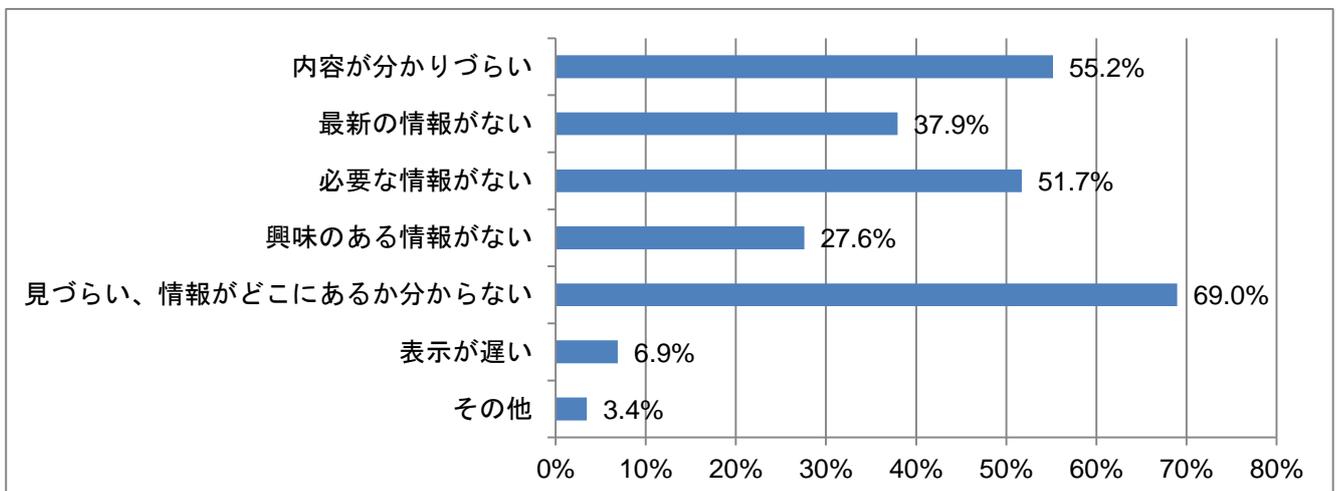
本市ホームページの満足度は、「満足」、「やや満足」、「普通」で85%を占めており、一定の満足度を得られていると言えます。

一方、「やや不満」、「不満」の理由としては、「見づらい、情報がどこにあるかわからない」が69.0%と最も多く、「内容が分かりづらい」が55.2%、「必要な情報がない」が51.7%を占めています。

《ホームページの満足度》



《「やや不満」、「不満」の理由（複数回答可）》

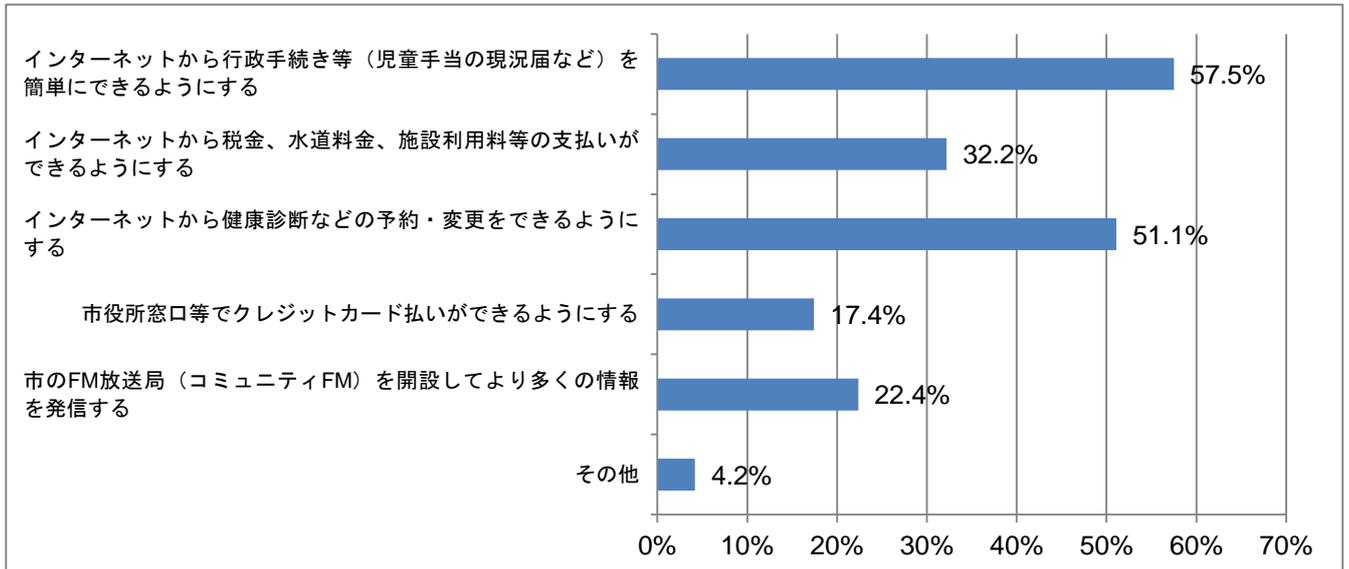


⑤行政サービスについて

i) 行政サービスの利便性の向上

行政サービスが便利になる方法としては、「行政手続き等（児童手当の現況届など）」、「健康診断などの予約・変更」、「税金、水道料金、施設利用料等の支払」がインターネットでの手続きができるようにと、上位を占めています。

《行政サービスの利便性の向上（複数回答可）》

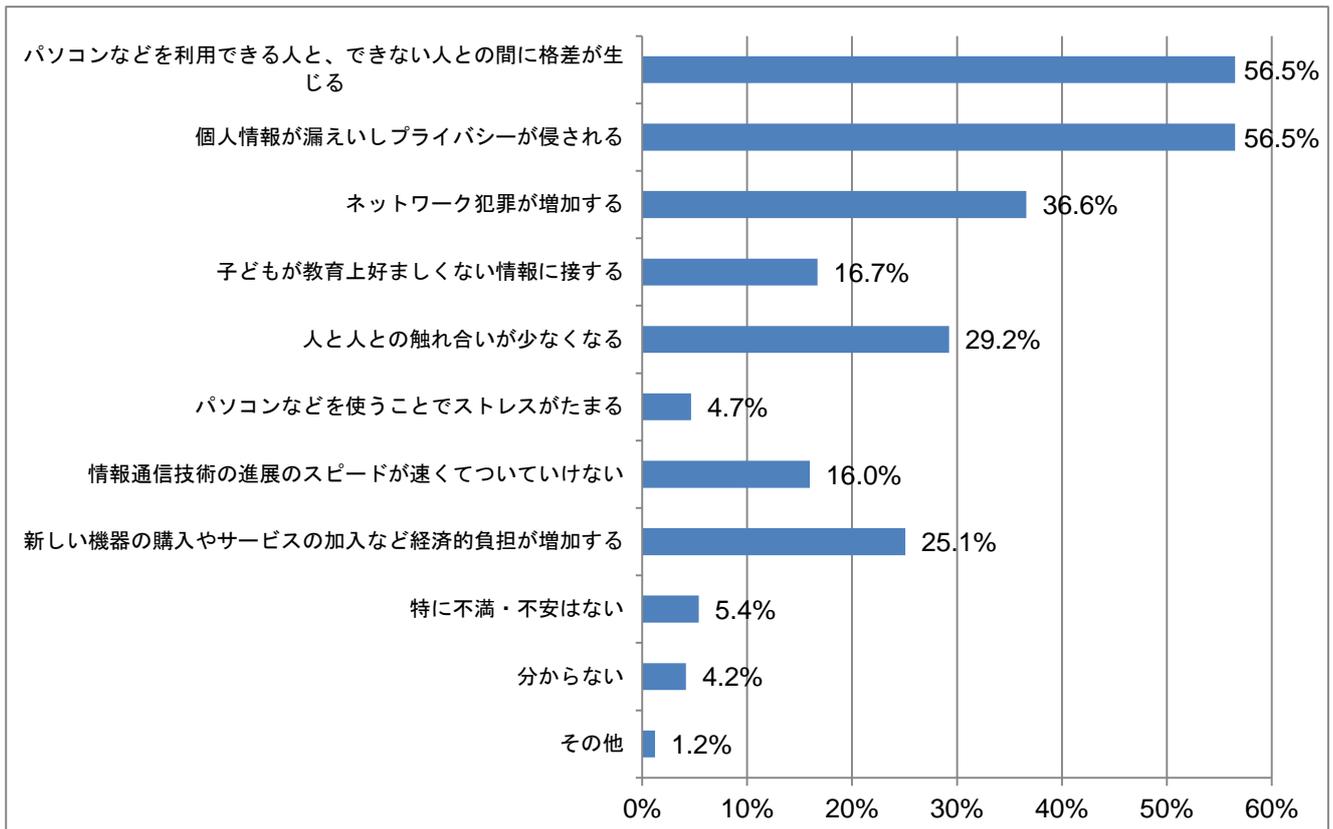


ii) 情報化への不安

情報化への不安としては、「パソコンなどを利用できる人と、できない人との間に格差が生じる」が56.5%を占め、半数以上の人々が情報格差に不安があると考えています。また、「個人情報が漏えいしプライバシーが侵される」が56.5%、「ネットワーク犯罪が増加する」が36.6%となっています。

近年、個人情報の漏えい等情報セキュリティ事故が多発する中で、その対策が分かりにくいことや難しいことが要因であると考えられます。

《情報化への不安（複数回答可）》



4. 今後の課題

本計画の策定に先立ち実施した市民アンケート及び国や県の戦略・方針等から明らかになった、本市が今後取り組むべき課題を「市民サービスの向上と地域活性化の推進に向けた課題」と行政運営の業務効率化等「電子市役所の推進に向けた課題」に分類し、整理しました。

(1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進に向けた課題

① 情報提供の推進

i) 提供手段の多様化と情報発信ツールの活用

スマートフォンやタブレット型端末等の新たな情報通信機器の保有率が増加しています。

情報通信機器の多様化に合わせて、FacebookやTwitterといったSNS等を活用し、情報発信の多様化を図ります。

また、外国人住民や観光等で来日される外国人とのグローバルコミュニケーションの充実を図るため、各種情報を多言語で提供します。

ii) 情報発信の活性化

市民は、災害・防災・犯罪情報や医療機関、住民票・国保・年金税金等、保健・福祉の情報等、市民生活に密着した情報を求めています。

また、ホームページでの情報提供や見やすさへの要望も多いため、ウェブアクセシビリティへの対応も含め、見やすく・分かりやすいホームページ作りを推進するとともに、市民にとって必要な情報の発信強化を図ります。

② 市民サービスの向上

i) インターネット利活用促進

少子高齢化や共働き世帯の増加等、市民のライフスタイルの変化に伴い、夜間・休日におけるサービスの提供等市民ニーズは多様化しています。公共施設のインターネット予約や各種証明書の発行、ATMやインターネットバンキングによる電子収納、各種手続きに関する情報発信の強化や電子申請等、市民サービス向上に向けた施策を推進します。

③ ICT利活用への支援

i) ICTを活用した学習の充実

学校教育における情報化を推進し、デジタル教材を活用した学習指導を実施するとともに、児童生徒が正しくICTを利活用できるよう情報モラル教育やプログラミング教育等の充実を図ります。

(2) 電子市役所の推進に向けた課題

①災害に強い電子市役所の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、災害発生時等における自治体業務の継続や市民へのサービス提供を実現するため、ICT-BCPを策定したところです。今後は、策定したICT-BCPの実効性の確保が必要であり、定期的に訓練等を実施し、災害に備えた取り組みを推進します。

また、システム停止時を想定して、手作業で業務を継続するためのマニュアルを整備します。

②情報システムの導入・利活用の強化

本市では、市民サービスの向上と地域活性化や行政運営の業務効率化のために多くの情報システムを導入してきました。今後、更なる市民サービスの向上と地域活性化や業務効率化、コスト削減等を実現するために情報システムの導入・利活用の強化に取り組みます。

具体的には、庶務事務システムの導入、庁内文書の電子化、業務プロセス改革に連動したICTの導入やGISの利活用強化等を推進します。

③情報セキュリティ対策の強化

本市では、情報セキュリティポリシー（「大田原市情報セキュリティ基本方針」及び「大田原市情報セキュリティ対策」）を定め、運用を開始したところです。

今後、ICTの高度化及び利活用が更に進展することにより、サイバー攻撃の被害の深刻化及び広域化が懸念されるため、情報セキュリティポリシーの順守度チェック（自己点検や内部監査又は必要に応じて第三者機関による外部監査）、情報セキュリティ研修や標的型メールの抜き打ちテストを定期的実施します。

第3章 ICT総合推進施策

1. 施策と重点テーマ

(1) 施策の体系

本市の総合計画では、基本政策6として「情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり」を定め、その中の基本政策6－(39)「地域情報化の推進」において次の2つの基本事業の取り組み内容を掲げています。

①電子市役所の推進

- ・個人情報保護の徹底
- ・情報セキュリティ対策の強化
- ・業務・システムの最適化
- ・ペーパーレス化の推進
- ・庁内文書の電子化
- ・情報システムにおける災害対策の強化
- ・高度情報化に対応した人材育成
- ・行政ネットワークの推進

②市民サービスの向上と地域活性化の推進

- ・電子予約システムの拡充
- ・番号制度に対応した電子申請システムの推進
- ・電子マネー等による納付方法の推進

本計画では、総合計画における目標を達成するために、前掲の国・県等のICTに関する動向や市民アンケートの結果等を踏まえ、「市民サービスの向上と地域活性化の推進」と庁内の業務効率化等の「電子市役所の推進」の2つを施策の柱として、具体化に向けて展開します。

(2) 重点テーマ

国・県の動向、市民アンケートの結果等から、今後取り組むべき課題に対し、次の4つの重点テーマを設定し、本市の地域情報化を推進します。

①情報発信の充実

スマートフォンやタブレット型端末の普及により、外出先等でインターネットを活用する場面が増えています。一方で、広報紙や回覧等の紙媒体で情報を入手している市民も多いという現状があります。このため、市民に必要な情報を市民に漏れなく提供することを目指し、情報の分野や市民のライフスタイルに合わせて、ホームページ・SNS・広報紙等の媒体を適切に使い分け、全ての市民に情報が行き渡るように情報発信の充実を推進します。

②災害対策の強化

国では東日本大震災の教訓から、電子行政オープンデータ戦略としてオープンデータ流通環境の整備や情報収集・発信にICTを活用し、インターネットを始めさまざまなメディアによる情報提供や、災害発生時にも情報システムが安定的に利用できるためのICT-BCPの確立、クラウドコンピューティング技術を活用した災害対策の強化等を推進しています。

本市においても、災害時等における情報発信にSNSを活用し、情報発信を強化します。さらに、ICT-BCPの実践や近隣自治体とのクラウドコンピューティング技術を活用した共同利用に向けて調査研究し、情報システムの災害対策を強化します。

③情報セキュリティの強化

ICTの普及・発達により、国民生活、社会経済、安全保障・治安維持等のあらゆる活動がサイバー空間に依拠している中、サイバー空間を対象とした攻撃は、近年、高度化・複雑化するとともに「愉快犯」から「軽罪犯・組織犯（標的型攻撃）」的なものに移行しており、社会的な脅威が高まっています。

また、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及、ソーシャルメディアやクラウドサービス等の利用拡大に伴い、これらを狙ったマルウェアの増加等、新たな脅威も表面化してきています。

今後、ICTの更なる高度化及び利活用の進展により、サイバー攻撃（標的型攻撃メール）の被害の深刻化及び広域化が懸念されるため、安心・安全な情報通信ネットワークの確保に向けた対策を強化します。

④業務改革の推進

業務プロセスを詳細に分析・評価し、ICTをフルに活用して抜本的な行政運営の効率化や業務改革を含めた電子市役所を更に推進し、業務品質の向上、コスト低減、情報伝達のスピードアップ等につなげていきます。

2. 施策の体系図

(1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進

取り組み分野	取り組み項目	備考
①経営資源の最適化	i) ファシリティマネジメントの強化	国
②地域への情報提供の推進	i) SNS等による情報発信の強化	
	ii) 情報発信ツールの多言語化対応	県
	iii) コミュニティFMの導入検討	
③市ホームページによる情報発信の活性化	i) ウェブアクセシビリティへの対応	国、県
	ii) 電子行政オープンデータ提供の推進	国、県
④市民サービスの向上	i) 公共施設予約システムの見直し	
	ii) 電子収納の利活用の推進	国、県
	iii) 行政手続きに関する情報発信の強化	
	iv) 電子申請・届出等の利活用の推進	県
	v) 公共施設等への公衆無線LANの拡充	県
	vi) マイナポータルへの対応	国、県
⑤ICT利活用への支援	i) ICTを活用した学習の充実	県

注) 備考中の意味は、国：国（総務省）でも取り組む事業
 県：栃木県でも取り組む事業
 表記なし：大田原市独自で取り組む事業です。

(2) 電子市役所の推進

取り組み分野	取り組み項目	備考
①高度情報化に対応した人材育成	i)職員向けパソコン研修の実施	
②災害に強い電子市役所の確立	i)ICT-BCPの実効性の確保	国、県
	ii)各情報システムの緊急時対応マニュアルの整備	
③情報システムの導入・利活用の強化	i)クラウドの導入	国、県
	ii)庶務事務システムの導入	県
	iii)庁内文書の電子化	
	iv)庁内会議でのICT活用	
	v)業務プロセス改革に連動したICTの導入	
	vi)GISの利活用強化	
④情報セキュリティ対策の強化と個人情報保護の徹底	i)情報セキュリティ研修の実施	
	ii)情報セキュリティマネジメントシステムの推進	国、県
	iii)情報セキュリティの強化	
⑤内部統制の強化	i)情報システム調達ガイドラインの実効性の確保	国

注) 備考中の意味は、国：国（総務省）でも取り組む事業
 県：栃木県でも取り組む事業
 表記なし：大田原市独自で取り組む事業です。

3. 具体的な取り組み内容

(1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進

① 経営資源の最適化

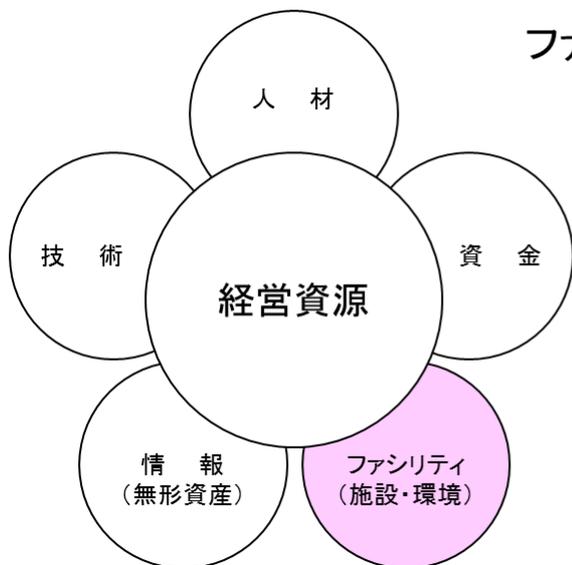
自治体等が保有又は使用する全ての施設資産及び利用環境を、経営戦略的視点から、総合的かつ統括的な企画、管理、活用を推進します。

i) ファシリティマネジメントの強化

人口減少、電子市役所の推進による業務プロセスの簡略化、行政改革の一環として実施している市町村合併、定員縮減、民営化などによる施設ニーズの減少で余剰施設が増加してきます。一方で新しいサービスや高齢者向け施設などのニーズも生まれてきます。このため今後は、余剰施設と新しいニーズを調整・最適化し有効利用を進めるために、部門を横断する統括的戦略機能が必要となり、全体最適な視点から、ファシリティマネジメントによる行政改革（財政改革、組織改革、業務改革、意識改革）に取り組んでいきます。

【実施スケジュール】

実施内容	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
施設台帳の整備 (現状把握)		対象施設の洗い出し	資産評価(コスト面、貸付/売却/処分等)	ファシリティマネジメントデータベースの構築・整備	ファシリティマネジメント部署の設置	PDCA管理サイクルの展開
		業務プロセス手順の把握(現状把握)	マネジメントプロセスの策定	プロセスの試行		



ファシリティマネジメントとは：第5の経営資源

◇ 経営資源とは

⇒ 企業や団体の成長を支える、いわゆる「人材」「技術」「資金」「情報（無形資産）」などの総称

◇ ファシリティマネジメントの定義

⇒ 企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及び利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動（土地、建物、設備、インテリア、室内環境、ITインフラ等の不動産全体の資産を対象）

②地域への情報提供の推進

地域の活性化を図るために、SNS等を活用した積極的な地域への情報提供を推進します。

i) SNS等による情報発信の強化

本市では、これまで広報紙やホームページ、メール配信システム（よいちメール）、議会中継システム等で市政情報を発信してきていますが、これらに加えて、コミュニケーションツールの一つとして広がりをみせているFacebookやTwitterといったSNS等を活用し、更なる情報発信強化を実施します。実施にあたっては、紙媒体である広報紙や回覧と、デジタル媒体であるホームページ・メール配信システム・SNS・テレビのデータ放送等が持つ特性を生かすために、情報の性質に応じた媒体の選択基準や担当部署を検討し、効率的かつ効果的な情報提供を推進します。

また、SNSを活用した情報発信では情報のリアルタイム性や双方向性を、メール配信システムでは登録により情報を受信（PUSH方式）することができる等、各情報発信媒体は様々な特徴を備えています。これらの特徴を踏まえた効果的な活用方法を検討し、更なる情報発信の強化を目指します。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	運用ガイドラインの策定	運用ガイドラインの試行	SNS等による情報発信			
			各媒体で発信するコンテンツの検討及び見直し		各媒体で発信するコンテンツの検討及び見直し	

ii) 情報発信ツールの多言語化対応

外国人住民や観光等で来日される外国人には、日本語能力が十分でない方がおり、日常生活を支援するために、医療・社会福祉・法律関係等に関する情報や災害時の情報を多言語で提供し、グローバルコミュニケーションの充実を図ります。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	翻訳アプリケーションの調査・研究		翻訳アプリケーションの導入準備	モデル地域で集中的に翻訳アプリケーションの実証（第一ステップ: 英語、中国語、韓国語）	英語、中国語、韓国語以外の対応言語の拡大	
	在日・来日外国人の現状把握	対象分野の絞込み				

iii) コミュニティFMの導入検討

緊急の情報や地域に密着した情報の発信拠点として、コミュニティFM放送の必要性を調査・研究していきます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	コミュニティFMの調査・研究			

③市ホームページによる情報発信の活性化

ICTの進展によりインターネットが普及し、ホームページの役割も重要度を増しています。このため、必要な情報がすぐに得られ活用できるように、市ホームページを更に見やすく・分かりやすくし、より充実した情報発信を実現します。

i) ウェブアクセシビリティへの対応

更に見やすく・分かりやすいホームページを目指し、構成やデザインの見直しを行うと共に、高齢者や障害者等、心身の機能に関する制約や利用環境に関係なく、全ての人がウェブで提供される情報を利用することができるようにします。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	新グループウェアの導入 (行政イントラネット)	利用者身体条件別の対応方法の検討 (指針・基準の策定)	ウェブサイトの製作準備	ウェブアクセシビリティの運用		

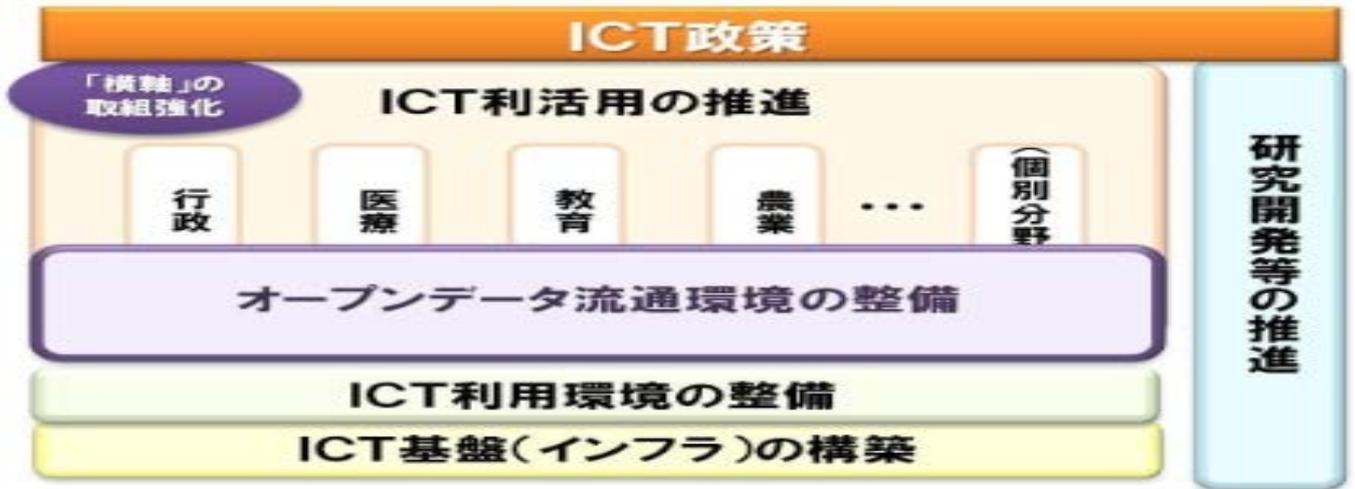
ii) 電子行政オープンデータ提供の推進

内閣府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部により平成24年7月に発表された「電子行政オープンデータ戦略」では、公共データの活用を促進し「透明性・信頼性の向上」、「国民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」を目指しています。本市でも、地方公共団体が保有するデータを民間が活用することによる新たな産業の創出や、庁内でのデータ連携による行政の効率化・行政サービスの向上を目指します。データ（情報）の公開にあたっては、単にデータをオープン（一般公開）するのではなく、データの転用や加工等による二次利用が可能な状態で公開していきます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	オープンデータの開示					
	開示データ拡大の準備		情報流通連携基盤共通API(プラットフォーム)との連携		開示データ拡大の準備	

《電子行政オープンデータベース戦略の概要》



【出典】総務省オープンデータ戦略の推進より

④市民サービスの向上

ICTを活用した公共施設予約の機能アップ、電子収納の導入、行政手続きの利便性向上や公共施設等への公衆無線LANの拡充により、市民サービスの向上を図ります。

i) 公共施設予約システムの見直し

本市では、公民館・体育館・グラウンド等の公共施設の利用状況の照会や仮予約の機能を平成26年10月から導入していますが、公共施設の更なる利用促進のため、既存の公共施設予約システムを見直し、本予約への対応や利用料金のクレジット決済等の機能追加及び予約システムの対象となる施設の拡充を図ります。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	拡充施設の選定	拡充施設の導入準備	拡充施設の運用		システムの導入	
			追加機能の仕様検討	追加機能の導入準備		

ii) 電子収納の利活用の推進

市公金納付について、現在ある納付方法に加え、A T Mやインターネットバンキングによる納付が可能となるペイジーサービス等の電子収納を新たに導入し、市民の利便性の向上を図ります。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	収納方法の調査・研究		運用プロセスの検討	システムの仕様検討	システムの開発・試行	システムの導入

iii) 行政手続きに関する情報発信の強化

転入、転出、入学等の行政手続きに関する各種書類について、市民ニーズ等を踏まえ随時追加できるように努めるとともに、掲載する申請書類の充実を図り、市民サービスの向上や行政手続きの効率化を進めます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	現状把握とカテゴリの検討	導入準備	サービスの提供	
					手続に関する情報の追加・充実	

iv) 電子申請・届出等の利活用の推進

多様化する市民のライフスタイルに合わせ、時間と場所に捉われずに行うことのできるインターネットを利用した電子申請・届出（住民票や印鑑証明書等の交付や各種手続き等）の仕組みを検討し、順次導入していきます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	システムの仕様検討	システムの開発・試行	システムの導入	

v) 公共施設等への公衆無線LANの拡充

市民の利便性向上や災害時における緊急連絡手段の確保を目的として、主要施設への設置を更に進め、人が多く集まる観光地やグリーンパーク、陸上競技場等に設置を拡充していきます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	その他施設設置要否の検討	その他施設設置計画の立案	順次導入(公共施設、観光施設等)			

vi) マイナポータルへの対応

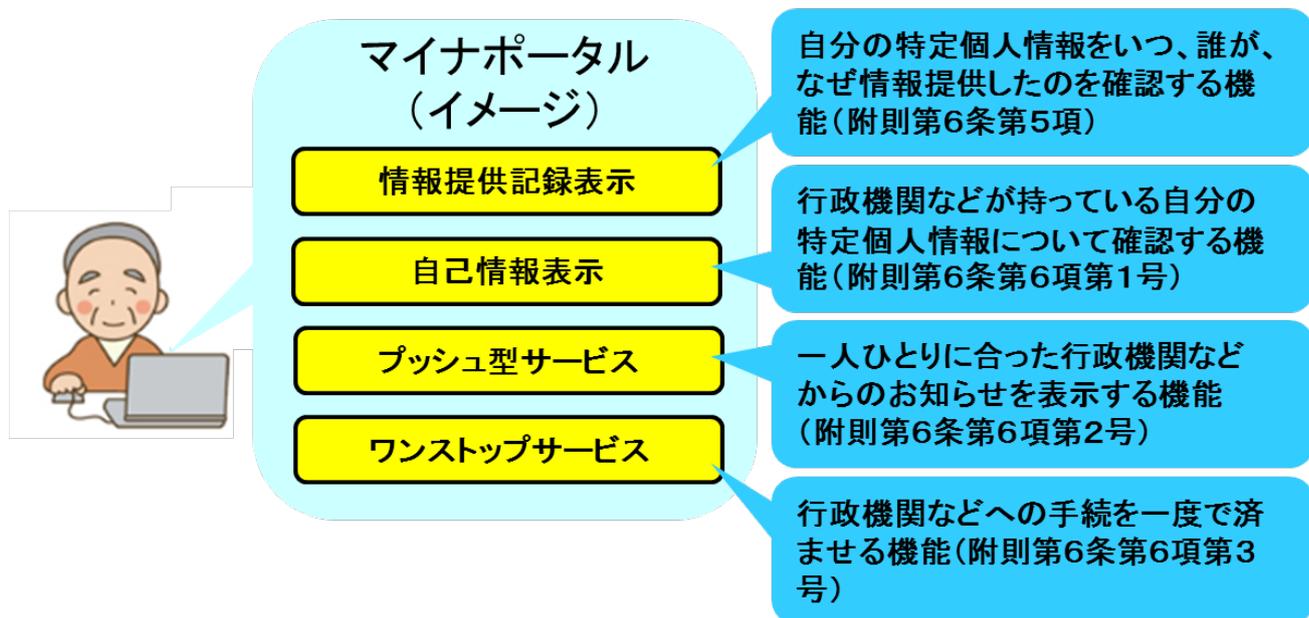
マイナポータルとは、行政機関が、マイナンバーの付いた特定個人の情報を、いつ、どことやり取りしたのかを確認したり、行政機関からのお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できる仕組み（別図参照）であり、国の導入スケジュールに連動して対応していきます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	国の稼働内容・状況の確認	国等との情報連携	マイナポータルの活用開始			

マイナポータル

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を設置する。（附則第6条第5項）



【出典】総務省マイナンバー制度（マイナポータルについて）より

⑤ ICT利活用への支援

学校教育における情報化を推進し、ICTを活用した学習指導を実施するとともに、児童生徒が正しくICTを利活用できるように情報モラル教育やプログラミング教育等の推進を図ります。

i) ICTを活用した学習の充実

県が策定している「とちぎICT推進プラン」では、「アクティブ・ラーニング（児童生徒の学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業や児童生徒の主体的・協働的な学び）」の実現を掲げています。本市も同様に、デジタル教材の活用、教員のICT活用指導力の向上、ICTを活用した学習の推進とともに、児童生徒が正しくICTを活用できる情報モラル教育やプログラミング教育等の充実を図ります。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	ICTを活用したアクティブ・ラーニングの事例収集	デジタル教材の収集(コンテンツの充実)	教員向け情報リテラシー向上の研修 教員向けICT活用方法に関する研修	児童生徒への情報モラル教育の実施	ICTを活用した学習の導入	

(2) 電子市役所の推進

①高度情報化に対応した人材育成

現在庁内においては、市民サービスの向上や行政事務の効率化を目的として多くの情報システムが導入されています。同時に、このシステムを利用する職員一人ひとりに求められるICTリテラシーも高度化しています。

このため、これまでに導入した情報システムの利活用を強化し、より効率的な行政運営の実現に向け、職員への研修を拡充し、ICTリテラシーの向上を図ります。

i) 職員向けパソコン研修の実施

職員が日常業務で利用するオフィスアプリケーション（文書作成ソフト、表計算ソフト等）やグループウェア等の行政事務の遂行に不可欠なソフトウェアの操作スキルを中級以上にレベルアップさせ、ICTリテラシーの向上を図るとともに業務の効率化を図ります。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	情報リテラシー研修資料の準備・研修	テーマ検討・決定	テーマ検討・決定	テーマ検討・決定	テーマ検討・決定
			研修実施	研修実施	研修実施	研修実施

②災害に強い電子市役所の確立

東日本大震災の被災地においては、地震や津波による影響で庁舎が壊滅的な被害を受け、情報システムや通信機器等が機能しなかったことで、人命に影響を与える事態となりました。この教訓を踏まえて総務省をはじめ本市においても、災害発生時等における自治体業務の継続及び市民へのサービス提供を実現するため、平成27年度にICT-BCPを策定したところです。

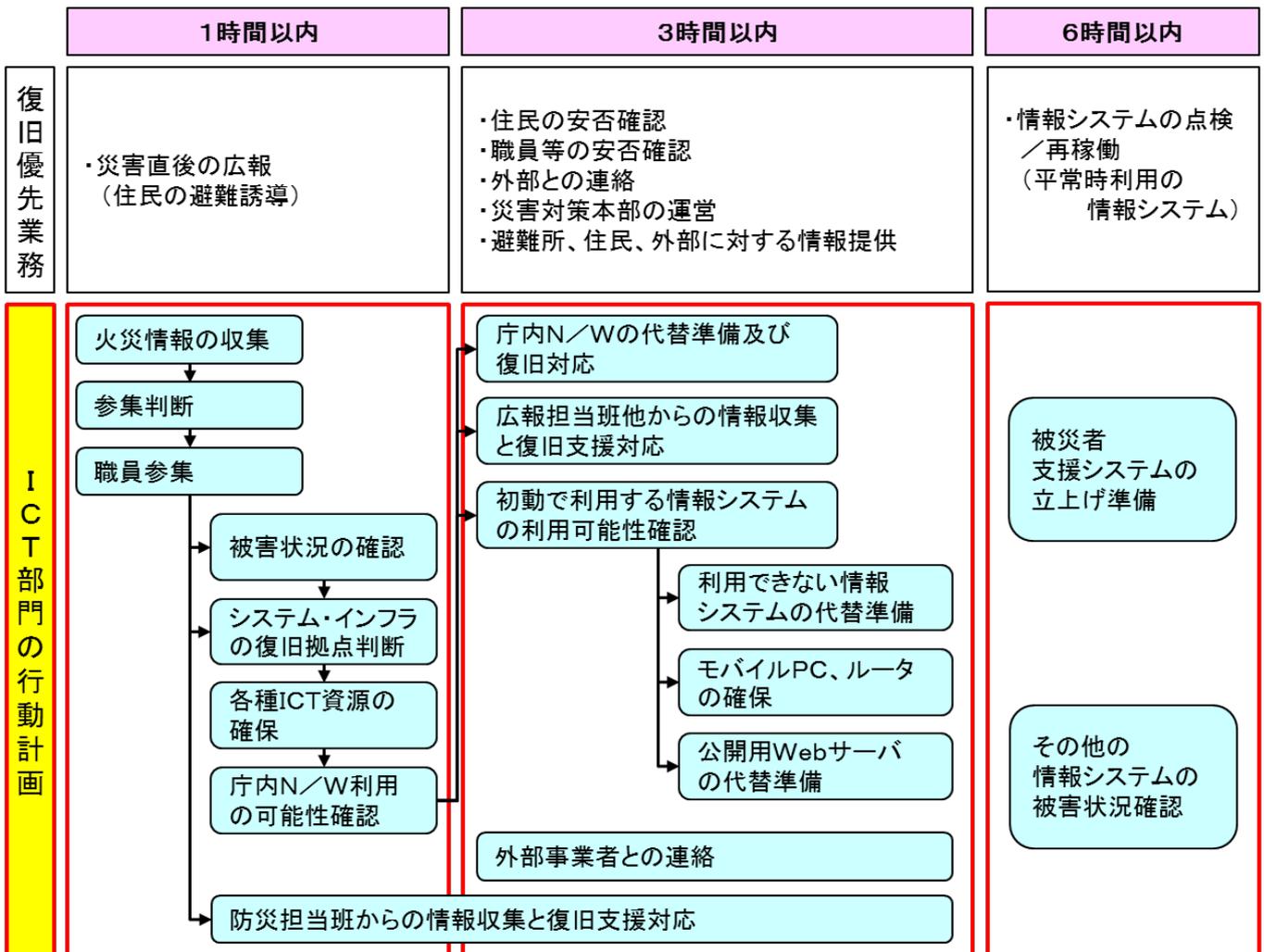
i) ICT-BCPの実効性の確保

今後は、ICT-BCPの実効性を確保することが重要であり、災害等により情報システムやネットワークに被害を受けた場合に、業務の実施・継続が確実にできるようにするため、ICT-BCPの行動計画をベースに定期的に訓練等を実施し、災害に備えた取り組みを推進します。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	初動版導入ガイドに基づくマニュアル整備	訓練の実施	初動版導入ガイドに基づくマニュアルの見直し	訓練の実施	—	訓練の実施

《災害発生時の行動計画の例》



20160204ICT業務継続計画発災後初動プロセス

【出典】総務省ICT-BCP初動版ガイドラインより

ii) 各情報システムの緊急時対応マニュアルの整備

情報化の推進に伴い業務の効率化が進む一方で、行政事務の情報システムへの依存度は高まり、情報システムの停止が市民サービスに与える影響は甚大なものとなります。

このため、ICT-BCPに記載されている災害後に復旧が必要な「システム一覧」中の重要度の高い業務を優先に、緊急時対応マニュアルを整備し、そのマニュアルに沿って定期的に訓練を実施します。また、システム停止時を想定して、手作業で業務を継続するためのマニュアルを整備します。

【実施スケジュール】

実施内容	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
インフラ系システムの重要業務のマニュアル整備		インフラ系システムの訓練実施	基幹系システムの重要業務のマニュアル整備	基幹系システムの訓練実施	個別システムの重要業務のマニュアル整備	個別システムの訓練実施

③情報システムの導入・利活用の強化

近年の市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化、ICTの急速な進歩、社会経済情勢の変化に伴い行政事務の内容や情報システムに求められる機能が変化している中、より効果的に情報システムを利活用するために、各情報システムの課題を明らかにし、機能を見直します。

機能の見直しにあたっては、平成27年度までに整備した「業務プロセス手順集」をベースに、業務効率化・組織間連携の全庁的な視点から業務プロセスの見直しを実施し、最適な情報システムの導入を行います。

i) クラウドの導入

情報システムを独自に開発して管理運用を行うことに比べ、クラウドサービスを利用の方が効率的で経費の削減に繋がることが多いため、社会保障・税番号制度の導入に合わせてクラウド化を更に加速させます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	クラウド化対象システムの調査		最適情報システム構想の検討	順次クラウドコンピューティング化		

ii) 庶務事務システムの導入

現在、出勤状況や時間外勤務状況、休暇取得状況の報告事務には、未だ職員が手作業で対応する部分が多く含まれています。これによる庶務担当者の負担を軽減するため、管理・集計を一元管理し、事務効率化に向けた情報システムの導入を進めます。

また、導入にあたっては、新庁舎建設に伴う庁舎への入退出管理のセキュリティ強化との連携や、現有の人事・給与システムと連動する最適な仕組みを導入します。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	導入システムの調査・研究	出退勤管理システムの評価・方針決定	出退勤管理システムの導入			
	必要機能の抽出					

iii) 庁内文書の電子化

環境対策や経費抑制等を視野にペーパーレス化が必要であり、紙や文書保管スペースの削減・文書検索時間の短縮等、業務効率化を図るため、文書管理システムを導入します。

導入にあたっては、新庁舎建設との連携や適用業務の拡大に柔軟に対応できる仕組みを検討します。従来の、契約文書、技術文書、提出書類等対外的に重要なものだけでなく、業務連絡、作業手順、会議資料等の内部的なものにも対応できるように考慮します。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	方針検討	システムの仕様検討	システムの導入		システムの全面展開	
	書類調査	過去書類の整理整頓・電子化(必要に応じて)				

iv) 庁内会議でのICT活用

会議や情報発信等のコミュニケーションツールとしてICTを積極的に活用し、更なるペーパーレス化、情報の共有化、情報伝達のスピードアップ化等に取り組みます。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	共有フォルダ／掲示板／情報ライブラリーの整備		導入アイテムの抽出・検討		順次導入	
	会議資料のフォーマット統一化	運用開始				

v) 業務プロセス改革に連動したICTの導入

国では総務省において、人口減少社会への対応として、人材確保が困難化し、働き方に制約がある職員（育児・介護等）が増加する中で、「働き方改革」（ワークライフバランス）を実現させつつ、いかに行政のパフォーマンスの維持・向上を図るか、また、全体として国家公務員を増やせない中で、新規政策課題への対応に充てる職員をどう確保するか、を課題と捉え「既存業務の抜本的効率化」を行い、全ての職員がより付加価値の高い仕事に集中できる体制づくりに取り組んでいます。

このためには、業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現する「BPR」の手法が必要となります。

本市では、27年度に「BPR」の分析ツールの一つである「プロセスマッピング」を用いて、“業務プロセス手順集”を作成し、現状の業務プロセスの明確化と情報システムとの関連を明確にしました。今後のステップとして、業務プロセス運用の効率化（業務改革）及び標準化に向けて関係各課と協議し、“あるべき姿”を描き、情報システムの導入により、業務品質の向上（ポカミスの防止、重複業務の抑制、作業のスピードアップ、情報セキュリティの強化等）につなげていきます。

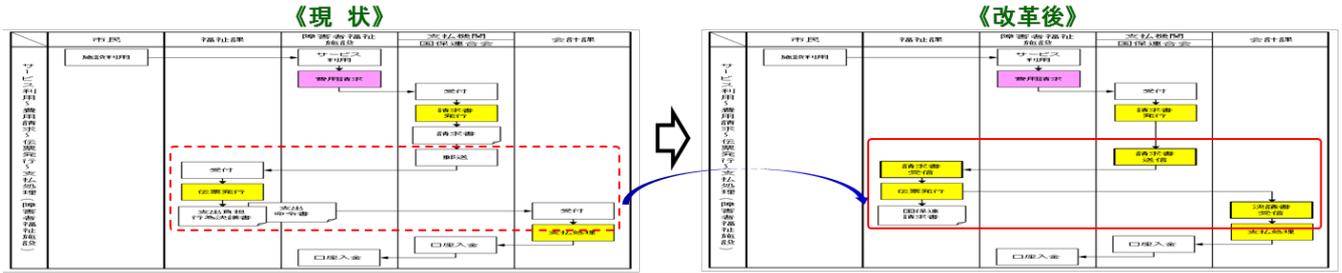
【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	関係各課と協議・決定 ／対象プロセスの イメージ作成と具体化	システムの仕様検討	システムの導入	システムの仕様検討	システムの導入	システムの仕様検討
			関係各課と協議・決定 ／対象プロセスの イメージ作成と具体化		関係各課と協議・決定 ／対象プロセスの イメージ作成と具体化	

《BPRのめざす姿》

◇業務改革のポイント

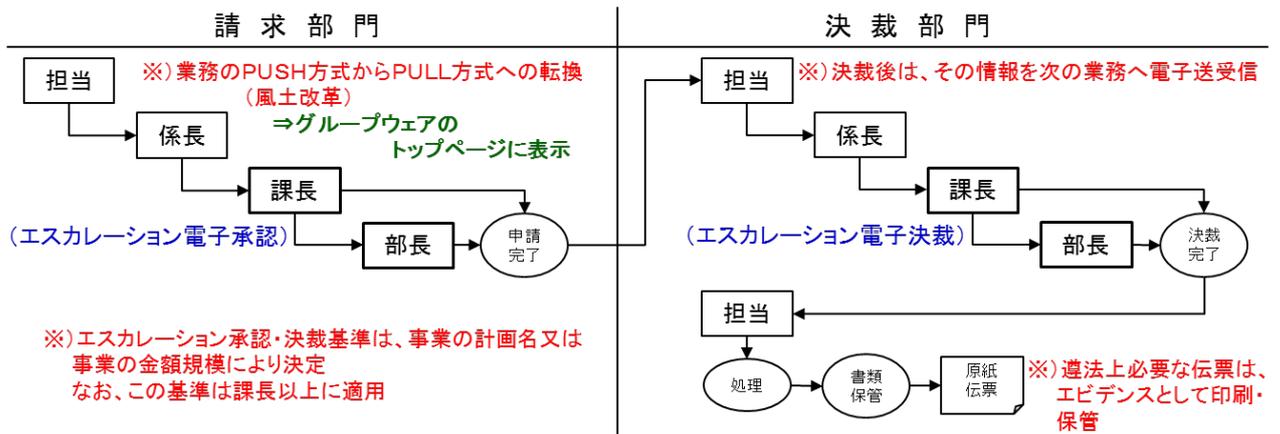
参考例: 障害者自立支援給付事業(福祉サービス)



※) 改革のポイント: 紙・印鑑の文化からの脱却 ⇒ 業務改革とICT化: 各種書類の電子申請～電子決裁プロセスへの転換

◇電子申請～電子決裁の運用イメージ

注) ”原本証明”を担保する必要性あり



vi) GISの利活用強化

本市では、平成21年度に庁内で使用するGISを導入し、その活用を進めてきました。今後、更なる活用(情報の視覚化と分析・解析、レイヤー数の拡大等)を推進し、災害対策等での更なる幅広い分野での利活用を目指し、より多くの情報が集約されるように定期的な操作研修を実施するとともに、データの登録ルールも整備します。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	利活用状況把握	データ登録ルールの整備	登録ルールに基づく運用			
	操作研修	—	操作研修	—	操作研修	—

④情報セキュリティ対策の強化と個人情報保護の徹底

ICTの進展やインターネットの普及により、様々な分野での利便性が向上する中、一方では、国民生活、社会経済、安全保障・治安維持等のあらゆる活動がサイバー空間に依存しています。

このような中、サイバー空間を対象とした攻撃は、近年、高度化・複雑化するとともに「愉快犯」から「経済犯・組織犯(標的型攻撃)」的なものに移行しており、社会

的な脅威が高まっています。また、スマートフォン、タブレット端末等の急速な普及や、ソーシャルメディア、クラウドサービス等の利用の拡大に伴い、これらを狙ったマルウェアの増加等の新たな脅威も表面化しています。

今後、ICTの高度化及び利活用が更に進展することにより、サイバー攻撃（標的型攻撃メール）の被害の深刻化及び広域化が懸念されるため、情報セキュリティ研修や定期的な順守度チェック等（標的型メールの抜打ちテスト等）による対策を実施します。

i) 情報セキュリティ研修の実施

本市では情報セキュリティポリシー（「大田原市情報セキュリティの基本方針を定める規程」、「大田原市情報セキュリティ対策基準」）を定め、個人情報等の重要情報の取り扱い、情報資産の機密性及び完全性及び可用性の管理やセキュリティ対策の基準等を明確にしています。

また、「大田原市情報セキュリティ委員会の組織及び運営に関する要領」による情報セキュリティインシデントへの早急な対応をはじめ、「大田原市業務継続計画（ICT編）」により、大規模災害や事故により情報システムに被害を受けた時の早期復旧に向けた計画についても明確にしています。これらの取り組み内容の確認や世の中の動向を含めて定期的に情報セキュリティ研修を実施していますが、今後も研修内容の充実を図り、情報セキュリティに関する意識向上と情報管理を徹底します。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	研修テーマ決定	研修実施	研修テーマ決定	研修実施	研修テーマ決定	研修実施
	順守度テスト	順守度テスト	順守度テスト	順守度テスト	順守度テスト	順守度テスト

ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの推進

庁内の情報セキュリティの継続的な改善を実現するための体制が整備され、本市の情報セキュリティポリシー（「大田原市情報セキュリティの基本方針を定める規程」、「大田原市情報セキュリティ対策基準」）に基づく情報セキュリティの確保、自己点検の実施、内部監査又は必要に応じて第三者機関による外部監査等を定期的に実施できる環境が整いました。

今後は、監査の中期計画・年度計画・実施計画を立案し、その計画に基づき定期的に監査を実施し、その結果に基づき課題の洗い出しや改善を行います。

【実施スケジュール】

⑤内部統制の強化

情報化の進展とともに多くの情報システムが庁内に導入・運用されていますが、より効果的な情報システムの利活用を目指し、情報システムの調達プロセスの見直しを実施します。

i) 情報システム調達ガイドラインの実効性の確保

情報システム管理体制強化の一環として、調達ガイドラインの策定と安定運用に向けて取り組みます。

調達ガイドラインでは、調達プロセス（企画、事前評価、調達、開発、運用、事後評価等）全体の整備と体制、調達方式、ドキュメント等をルール化し、情報システム導入におけるコスト削減や競争性・透明性の確保を実現するとともに、調達の適正化を図ります。

【実施スケジュール】

	29年度		30年度		31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	調達ガイドラインの構想検討	調達ガイドラインの詳細手順作成	調達ガイドラインを適用した調達の実施			

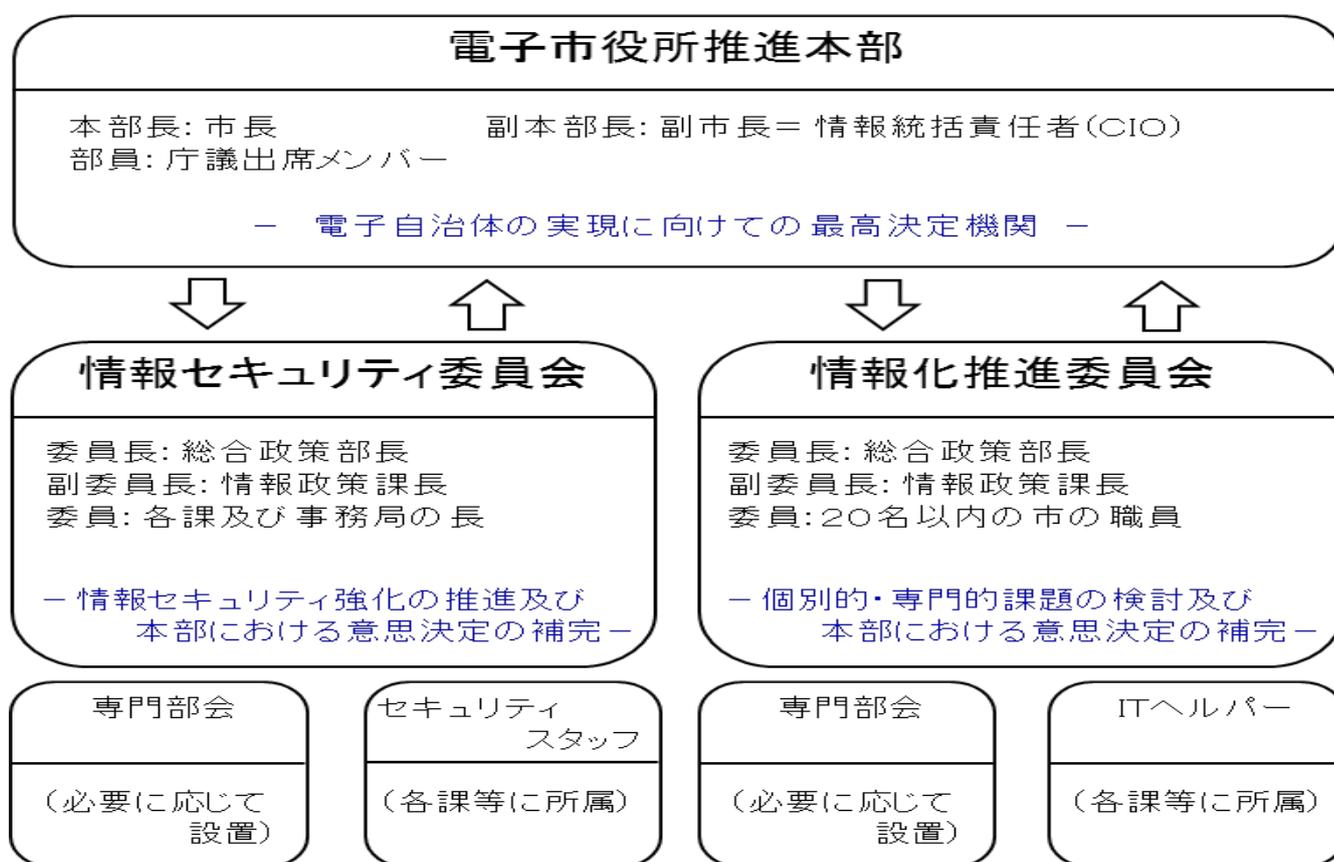
第4章 計画の推進

1. 推進体制

本市では、情報化通信技術を活用した市民サービスの向上と地域活性化及び業務効率化の総合的な推進と情報セキュリティ確保のため、市長を本部長とした「電子市役所推進本部」を設置しています。本計画の推進における電子市役所推進本部の役割は、計画の承認や各施策への助言等を全庁的な視点で行うことです。

推進本部の活動を補佐するため、情報政策課が庶務を担当します。情報政策課は、施策の実施や年度毎の進捗管理・評価を行うにあたって各部署の中心となって取りまとめを行う等、地域情報化の推進に努めます。

また、推進本部での意思決定の補完として、情報セキュリティの強化に関する調査及び検討並びに情報セキュリティインシデントへの早急な対応を行う「情報セキュリティ委員会」と、電子市役所の推進に関する個別事項を調査検討させる「情報化推進委員会」が設置されています。



2. 計画の進捗管理

情報化計画に基づく各施策の推進にあたっては、年度毎の取り組み内容をまとめた年次計画（ロードマップ）と実施計画（アクションプラン）を策定し、計画の進捗を管理します。

毎年、各施策の成果や進捗状況を評価し、現状の問題点や課題を必要なタイミングで年度計画に反映することで、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（分析）→Action（改善）」のPDCA管理サイクルを確立し、計画の実効性を担保します。

なお、社会経済情勢の急激な変化、急速な技術進歩や財政状況、国や県の動向等を見極めながら、必要に応じて推進計画の内容の見直しを検討します。

第 5 章 資料編

1. 大田原市電子市役所推進本部設置要綱

(平成26年5月30日告示第77号)
改正平成28年2月29日告示第24号

(設置)

第1条 本市における情報通信技術を活用した市民サービスの向上及び業務の効率化を総合的に推進するため、大田原市電子市役所推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、電子市役所の実現に向けて、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報システム基盤整備及び最適化の方針に関すること。
- (2) 業務プロセス改革の推進に関すること。
- (3) 市民サービス向上のためのICT化の推進に関すること。
- (4) 情報セキュリティの強化に関すること。
- (5) その他情報システムの最適化施策及び情報化セキュリティの強化対策の推進に必要な重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、大田原市庁議等に関する規程（昭和63年訓令第3号）別表に規定する庁議の構成員（市長及び副市長を除く。）をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に参画する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて情報企画監、関係課長等その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(情報化推進委員会)

第6条 推進本部に、電子市役所の推進に関する個別事項を調査検討させるため、大田原市情報化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティ委員会)

第7条 推進本部に、電子市役所の推進における情報セキュリティの強化に関する調査及び検討並びに情報セキュリティインシデントへの早急な対応を行うため、大田原市情報セキュリティ委員会（以下「セキュリティ委員会」という。）を置く。

- 2 セキュリティ委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、総合政策部情報政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成28年2月29日告示第24号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2. 大田原市情報セキュリティ委員会の組織及び運営に関する要領

(平成28年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、大田原市電子市役所推進本部設置要綱（平成26年告示第77号。以下「要綱」という。）第7条の規定により設置する大田原市情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、要綱第7条第1項に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (2) 情報資産の分類と管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントに関すること。
- (4) 情報セキュリティ監査及び自己点検に関すること。
- (5) その他情報セキュリティ強化の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総合政策部長、副委員長は総合政策部情報政策課長の職にある者を充て、委員は各課及び事務局（以下「各課等」という。）の長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に情報企画監等関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、情報セキュリティに関する専門的な調査及び検討を行うため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が指名した職員で組織する。
- 3 部会長は、委員長が指名した職員をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会において検討した事項は、委員会に報告するものとする。

(セキュリティスタッフ)

第6条 庁内の情報セキュリティ強化の中心的役割を担うため、各課等にセキュリティスタッフを置く。

- 2 セキュリティスタッフは、各課等の長が推薦し、委員長が指名する。
- 3 セキュリティスタッフの任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 セキュリティスタッフは、各課等において次の役割を担う。
 - (1) 情報セキュリティインシデントの初動活動に関すること。
 - (2) 各課等に所属する職員の情報セキュリティ啓発の指導に関すること。

(3) 情報セキュリティの自己点検に関すること。

(4) その他情報セキュリティ強化の推進に関すること。

5 副委員長は、必要に応じてセキュリティスタッフの会議を招集し、会議の議長となり、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、会議の経過及び結果を速やかに大田原市電子市役所推進本部長（要綱第3条に規定する者をいう。）に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部情報政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

3. 大田原市情報化推進委員会の組織及び運営に関する要領

(平成14年6月28日)

改正平成16年3月23日平成17年9月30日

平成19年3月28日平成20年3月28日

平成22年4月1日平成23年4月1日

平成24年4月1日平成25年11月1日

平成26年6月1日平成25年4月1日

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、大田原市電子市役所推進本部設置要綱（平成26年告示第77号）（以下「要綱」という。）第6条に基づき設置する大田原市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第2条 委員会は、要綱第6条第1項に規定する調査事項のほか、次の各号に掲げる事項について調査検討するものとする。

- (1) 情報化計画の推進に関すること。
- (2) 情報システムの導入及び有効活用に関すること。
- (3) 情報化のための調査及び研究に関すること。
- (4) その他情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員20名以内をもって組織する。

2 委員長は総合政策部長、副委員長は情報政策課長の職にある者を充て、委員は市職員の中から市長が指名する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員会に情報企画監及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、情報化施策に関する課題について専門的な調査検討を行うため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、委員長が指名した職員で組織する。

3 部会長は、委員長が指名した職員をもって充てる。

4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会において検討した事項は、委員会に報告するものとする。

(ITヘルパー)

第6条 庁内の情報化推進の中心的役割を担うため、課及び委員会等事務局（以下「課等」という。）にITヘルパーを置く。

2 ITヘルパーは、当該課等の長が推薦し、委員長が指名する。

- 3 ITヘルパーの任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 ITヘルパーは、当該課等において次の役割を担う。
 - (1) ハードウェアの軽易な保守に関すること。
 - (2) 職員の啓発及び指導に関すること。
 - (3) インターネットのホームページで発信する情報の収集及び更新等に関すること。
 - (4) その他情報化の推進に関すること。
- 5 総合政策部情報政策課長は必要に応じてITヘルパーの会議を招集し、会議の議長となり、会議の結果を速やかに委員長に報告するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、会議の経過及び結果を速やかに大田原市電子市役所推進本部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部情報政策課において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成14年7月1日から実施する。

附則(平成16年3月23日)

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附則(平成17年9月30日)

この要領は、平成17年10月1日から実施する。

附則(平成19年3月28日)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附則(平成20年3月28日)

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附則(平成22年4月1日)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附則(平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附則(平成25年11月1日)

この要領は、平成25年11月1日から実施し、平成25年10月1日から適用する。

附則(平成26年6月1日)

この要領は、平成24年6月1日から実施する。

附則(平成27年4月1日)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則(平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

4. 用語解説

用語	用語解説	掲載ページ
ICT(アイシーティー) Information and Communication Technology	情報通信技術といい、情報や通信に関する科学技術の総称。特に電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。	P. 2
ブロードバンド	光回線、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線のこと。	P. 4
スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能などに加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末のこと。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することができる。	P. 4
タブレット型端末	タブレット(平板)型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されている。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。インターネット検索や電子メール、動画、電子書籍、ゲーム、映画鑑賞など数多くの機能が盛り込まれている。	P. 4
Facebook(フェイスブック)	利用者がメッセージのやり取りや近況の確認などの交流ができる、インターネット上のサービスで、SNSの一種。	P. 4
Twitter(ツイッター)	個々のユーザーが「ツイート(tweet)」と呼ばれる140文字以内の”つぶやき”を投稿し、そのユーザーをフォローしているユーザーが閲覧できるサービスのこと。	P. 4
SNS(エスエヌエス) Social Networking Service	ソーシャル・ネットワーキング・サービスといい、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制のサービスのことで、ブログ、Twitter、Facebook、Mixi、Youtubeなどがある。 また、SNSで個人による情報発信(コメントや画像、動画など)と、ユーザー同士のコミュニケーションが可能なインターネット上のサービスを総称して「ソーシャルメディア」という。	P. 4
ICT-BCP(アイシーティービーシーピー) Information and Communication Technology -Business Continuity Plan	情報通信技術を対象とした事業継続計画をいい、大規模災害や事故での被害に対し重要業務をなるべく中断させず、中断している場合でもできるだけ早急に復旧させるための計画。	P. 4
ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きをいっぺんに行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。	P. 6
オープンデータ	組織や業界内等でのみ利用されているデータを社会で効果的に利用できる環境をいい、公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、国民が自ら又は民間のサービスを通じて、政府の政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能となる。それにより、行政の透明性が高まり、行政への国民からの信頼を高めることなどができる。	P. 6
CIO(シーアイオー) Chief Information Officer	最高情報責任者といい、組織内の情報システムや情報の流通を統括する責任者。情報システムの最適化の役割に加え、組織や部門を超えて組織全体を俯瞰した経営の変革(全体最適化)を推進する主導的役割も求められている。	P. 7
情報セキュリティポリシー	企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、組織および運用を含めた規程。	P. 12
グループウェア	組織内のネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションを図るためのソフトウェアのこと。メール、スケジュール、情報共有のための掲示板などの機能が備えられている。	P. 12
ウェブアクセシビリティ	インターネットは、私たちの生活や社会活動にとって欠かせない重要なメディアとなっているように、高齢者や障害者にとっても、ホームページは重要な情報源になりつつあります。そこで、「高齢者や障害者など心身の機能に制約がある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスして利用できること」を意味します。	P. 21

用語	用語解説	掲載ページ
インターネットバンキング	インターネットを経由して振込・残高照会など、各種銀行手続きを行うサービスで、基本的に24時間いつでも利用できる。	P. 21
クラウドコンピューティング	データサービスやインターネット技術などが、ネットワーク上にあるサーバ群(クラウド:雲)にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータ加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。	P. 25
マルウェア mal-ware	不正かつ有害に動作させる意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称で、コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェア、アドウェアなどがある。「悪の」を意味する「mal-」と、ソフトウェアを意味する「ware」を組み合わせた造語。	P. 25
サイバー攻撃	コンピュータシステムやインターネットなどを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせること。特定の組織や集団、個人を狙ったものと、不特定多数を無差別に攻撃するものがある。	P. 25
ファシリティマネジメント	企業・団体などが保有又は使用する全施設資産及び利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動。(土地、建物、設備、インテリア、室内環境、ITインフラなどの不動産全体の資産を対象)	P. 28
公衆無線LAN(ラン) Local Area Network	店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービスのこと。無線LANはケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと。	P. 31
ペイジーサービス	税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。ペイジーは、「Pay-easyマーク」Pay-easyが付いている納付書・請求書の支払いや、支払い方法として「ペイジー」が選択できるサイトでの料金の支払いなどに利用できます。	P. 32
ICTリテラシー	リテラシーとは、何らかの表現されたものを、適切に理解・解釈し、分析し、また記述・表現する能力といい、ICTリテラシーは、ICT(情報通信技術)の分野における知識、教養、能力を意味します。	P. 35
BPR(ビーピーアール) Business Process Re-engineering	業務プロセスそのものに問題があるとして、業務プロセスそのものを抜本的に再構築することが基本概念で、コスト・品質・サービス・スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネスプロセスを根本的に考え直し、抜本的にそれをデザインし直すこと。	P. 39
GIS(ジーアイエス) Geographical Information System	地理情報システムといい、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理し、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。	P. 40
CISO(シーアイエスオー) Chief Information Security Officer	最高情報セキュリティ責任者といい、組織における全てのネットワーク、情報システムなどの情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する人をいう。	P. 42
CSIRT(シーサート) Computer Security Incident Response Team	情報システムに対するサイバー攻撃のインシデントが発生した際に、発生したインシデントを正確に把握・分析し、被害拡大防止、復旧、再発防止などを迅速かつ的確に行うことを可能とするための機能を有する体制をいう。	P. 42
LGWAN(エルジーワン) Local Government Wide Area Network	地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークで、正式名称は「総合行政ネットワーク」という。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANIにも接続されている。	P. 42
情報セキュリティインシデント	コンピュータの利用や情報管理、情報システム運用に関して保安(セキュリティ)上の脅威となる事象のこと。情報セキュリティを脅かす事件や事故及びセキュリティ上好ましくない事象・事態のことで、コンピュータウイルスなどのマルウェア感染、不正アクセス、アカウント乗っ取り(なりすまし)、Webサイトの改竄、情報漏えい、迷惑メール送信、サービス拒否攻撃、情報機器や記憶媒体の紛失や盗難などが含まれる。	P. 45



第2次大田原市地域ICT総合推進計画 (平成29年4月発行)
編集・発行 大田原市



〒324-8641
栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市総合政策部情報政策課
TEL 0287-23-8766
FAX 0287-23-8798
E-mail jouhou@city.ohtawara.tochigi.jp
URL <http://www.city.ohtawara.tochigi.jp/>